

第四章 リサイクル製品認定制度の審査について

4-1 はじめに

本章では、各自治体のリサイクル製品認定制度の2012年11月に行った予備アンケートの不明点、特に審査の部分について詳しく調査していく。

4-2 本章の目的

本章では、各自治体のリサイクル製品の詳しい実態把握を目的とする。特にリサイクル製品認定制度の審査の部分について明らかにする。

各自治体のアンケート結果からリサイクル認定製品の件数の要因に関するデータを得ることを目的とする。

4-3 調査方法

予備アンケート調査の結果を参考に本アンケート票を作成した。2013年8月3日に、電子メールで本アンケート票を送付した。

4-4 調査対象

現在、新規リサイクル製品の募集をしている37県のうち、予備アンケート時に調査拒否された1県以外の36県を調査対象とする。結果、36県中29県から回答があった。

4-5 アンケート内容

本アンケート票質問内容を表4-1に示す。アンケートの各質問内容、回答方法、有効回答数を表に示す。本アンケート調査票の本文は付録に掲載する。

表 4-1 本アンケート内容

	アンケート内容	回答方法	回答数
申請・許可について	申請・認定件数、継続申請・継続認定件数	記述式	n=29
	現在の認定製品数	選択式	n=29
	企業名リストの提供可否	選択式	n=29
	提供企業名リストの種類	選択式	n=26
認定審査について	審査費用	選択式	n=29
	申請の流れ	選択式	n=29
	現地調査の有無	選択式	n=29
	現地調査の内容	選択式	n=28
	製品サンプル提出の有無	選択式	n=29
	試験検査実施の有無	選択式	n=29
事前審査について	事前審査の有無	選択式	n=17
	事前審査の内容	選択式	n=17
	事前審査の担当	選択式	n=17
非公式な事前審査	非公式な事前審査の有無	選択式	n=14
	その内容	記述式	n=1
審査会について	審査会の構成	選択式	n=27
	審査会の構成の違い	選択式	n=27
	審査会の開催頻度	記述式	n=27
	申請企業の出席の有無	選択式	n=27
	申請書類の送付の有無	選択式	n=27
	申請企業への事前質問の有無	選択式	n=27
認定却下について	事前審査受付・却下件数	記述式	n=7
	本審査受付・却下数	記述式	n=19
認定後について	認定後の調査の有無	選択式	n=29
	認定後の調査の実施頻度	記述式	n=16
	認定後の調査の内容	記述式	n=16
	使用状況報告の有無	選択式	n=29
	使用状況報告書公表の可否	選択式	n=20
認定製品に状況について	使用状況	選択式	n=29
	ご意見・ご感想	記述式	n=16

4-6 結果及び考察

4-6-1 申請・認定件数，継続申請・継続認定件数

予備アンケート結果から，県が考えるリサイクル製品認定制度の問題点・課題に，リサイクル認定製品数の低迷が挙げられていた．そこで本アンケートの結果より，各県の申請件数・認定件数の推移を表にした．各自治体の申請件数の推移を表 4-2，認定件数の推移を表 4-3 に示す．表 4-2 より，申請件数の過去 10 年(H15～H24)の各平均を見てみると，H15 は 64 件で H24 は 67 件であり，その間，多少の変動はあるが，特に減少傾向は認められない．同様に，表 4-3 の認定件数の過去 10 年(H15～H24)の各平均を見てみると，H15 は 59 件で H24 は 66 件であり，特に減少傾向は認められない．

なお，各自治体によって多少の違いはあるものの，申請件数と認定件数の件数に大差は認められなかった．

新規申請件数・新規認定件数の割合の推移を表にした．ただし，この新規申請件数・認定件数とは，「申請件数【認定件数】－内，継続申請件数【内，継続認定件数】」のことである．各自治体の新規申請件数の割合の推移を表 4-4，新規認定件数の割合の推移を表 4-5 に示す．割合の算出方法は「(申請件数【認定件数】－内，継続申請件数【内，継続認定件数】) / 申請件数【認定件数】 * 100」とする．表 4-4 より，新規申請件数割合の過去 10 年(H15～H24)各平均を見てみると，H15 は 66%で H24 は 35%であり，減少傾向が認められる．同様に，表 4-5 の新規認定件数割合の平均過去 10 年(H15～24)の各平均を見てみると，H15 は 58%で H24 は 31%であり，減少傾向が認められる．

表 4-2 各自治体の申請件数の推移

	H.11	H.12	H.13	H.14	H.15	H.16	H.17	H.18	H.19	H.20	H.21	H.22	H.23	H.24
A県														
B県							76	80	2	82	249	22	83	249
C県					33	15	10	24	18	35	22	25	31	18
D県						100	37	43	33	13	105	44	39	55
E県				33	7	1	20	13	4	20	25	8	28	21
F県							14	4	4	10	1	4	7	3
G県						17	38	20	19	38	23	19	39	26
H県												14	9	6
I県				16	30	19	34	28	21	26	25	22	30	22
J県	23	8	7	7	5	14	9	10	7	7	2	3	0	0
K県														
L県							7	4	2	4	4	12	10	11
M県				150	240	136	161	222	122	160	221	132	167	199
N県			29	46	28	55	14	39	13	25	38	21	29	16
O県									42	31	46	53	159	30
P県									20	35	28	159	65	53
Q県										26	207	52	36	66
R県				114	272	35	32	7	111	245	51	39	21	83
S県					57	217	350	367	309	446	471	469	480	471
T県														
U県			15	8	7	13	3	5	1	2	1	3	3	12
V県		26	13	12	6	7	5	10	10	7	10	9	9	6
W県								53	141	117	165	93	140	169
X県			9	5	10	5	9	8	9	7	13	9	10	8
Y県										142	30	21	151	27
Z県														
AA県												4	6	8
AB県						36	42	80	43	173	47	11	38	117
AC県														1
平均	23	8	17	44	64	48	51	56	47	75	81	52	66	67

表 4-3 各自治体の認定件数の推移

	H.9	H.10	H.11	H.12	H.13	H.14	H.15	H.16	H.17	H.18	H.19	H.20	H.21	H.22	H.23	H.24
A県								19	68	87	95	709	115	116	118	128
B県									9	117	3	80	249	22	83	249
C県							25	11	9	21	16	33	19	24	31	16
D県								100	37	43	33	13	105	44	39	55
E県						19	6	1	19	13	4	20	25	7	28	19
F県									5	0	1	9	1	4	7	2
G県								17	38	18	17	37	21	18	39	26
H県														14	8	5
I県						16	30	19	34	28	21	26	25	22	30	22
J県			23	8	7	7	5	14	9	10	7	7	2	3	0	0
K県	10	9	25	16	23	19	56	39	35	15	11	9	10	16	14	4
L県									5	4	2	4	4	12	8	11
M県						148	239	135	161	222	122	160	221	132	166	199
N県					13	32	32	54	9	28	21	23	35	14	24	16
O県											42	31	46	53	159	29
P県											20	33	25	159	65	51
Q県												23	202	45	36	65
R県						114	272	35	32	7	111	245	51	39	21	83
S県						57	217	350	367	309	446	471	469	480	471	
T県				40	28	52	72	42	90	72	60	84	79	82	121	90
U県				9	4	6	8	2	2	0	1	1	3	2	9	
V県				5	6	7	3	3	2	4	2	3	5	4	4	
W県										51	133	116	164	89	137	168
X県				6	5	9	5	9	8	9	7	13	9	10	8	
Y県											142	29	21	151	26	
Z県						7	13	32	6	19	11	25	30	28	37	
AA県													3	6	6	
AB県								26	39	75	43	172	47	11	38	117
AC県																1
平均	10	9	24	21	13	38	59	42	47	54	46	94	76	52	66	66

表 4-4 各自治体の新規申請件数の割合の推移(%)

	H.11	H.12	H.13	H.14	H.15	H.16	H.17	H.18	H.19	H.20	H.21	H.22	H.23	H.24
A県														
B県							100	100	100	94	45	91	20	20
C県					67	73	60	29	22	11	23	4	0	11
D県											30	45	69	60
E県							10	69	75	15	8	63	21	10
F県							100	100	100	50	100	75	14	67
G県									37	21	43	16	33	31
H県														
I県							68	39	29	4	8	9	13	14
J県	61	50	71	29	20	50	44	70	29	14	0	0	0	0
K県														
L県											50	83	40	64
M県							37	22	33	25	30	37	26	18
N県								87	38	36	32	76	79	69
O県									100	100	100	26	66	43
P県									100	100	100	35	31	85
Q県														
R県				100	100	100	100	100	15	7	53	49	76	4
S県														
T県														
U県			47	63	29	54	33	60	100	50	0	0	33	25
V県			81	69	83	67	86	100	60	80	57	60	56	33
W県								100	100	65	77	45	34	9
X県			100	100	100	100	22	63	44	0	46	22	50	25
Y県										100	100	100	13	11
Z県														
AA県														
AB県						72	93	94	100	99	100	100	100	100
AC県														
平均	61	50	75	72	66	74	63	74	64	48	50	47	39	35

表 4-5 各自治体の新規認定件数の割合の推移(%)

	H.11	H.12	H.13	H.14	H.15	H.16	H.17	H.18	H.19	H.20	H.21	H.22	H.23	H.24
A県														
B県							100	100	100	94	45	91	20	20
C県					56	64	56	19	13	6	11	0	0	0
D県											30	45	69	60
E県							11	69	75	15	8	57	21	0
F県							100	0	100	44	100	75	14	50
G県									41	19	38	17	33	31
H県														
I県							68	39	29	4	8	9	13	14
J県	61	50	71	29	20	50	44	70	29	14	0	0	0	0
K県														
L県											50	83	25	64
M県							37	22	33	25	30	37	25	18
N県								82	62	30	26	64	75	69
O県									100	100	100	26	66	41
P県									100	100	100	35	31	84
Q県														
R県				100	100	100	100	100	15	7	53	49	76	4
S県														
T県		100	100	100	46	50	47	18	42	23	14	32	37	17
U県			11	25	17	25	0	0	0	0	0	0	0	0
V県			0	33	71	33	67	100	0	0	0	20	0	0
W県								100	100	65	77	43	33	8
X県			100	100	100	100	22	63	44	0	46	22	50	25
Y県										100	100	100	13	8
Z県					57	54	41	17	11	0	0	7	0	0
AA県														
AB県						100	100	100	100	100	100	100	100	100
AC県														100
平均	61	75	57	64	58	64	57	56	52	37	42	41	32	31

4-6-2 申請の仕組み

申請の流れについて聞いたところ基本的な仕組みは「募集・受付・申請→審査→認定」だということが分かった。事前審査を明記している自治体は13県あり、現地調査を明記している自治体は12県、申請の仕組みに「認定製品の公表」を明記している自治体は3県、「優先的に使用・購入」を明記している自治体は3県あった。各自治体の認定までの仕組みの流れ一覧を表4-6に示す。

また、広島県では認定制度ではなく、リサイクル製品の登録制度を設けているため審査会は設置していない。福井県も審査会の設置はない。

表4-6 各自治体の認定までの仕組みの流れ一覧

県名	認定までの流れ
青森	募集→申請→審査→認定
岩手	受付→審査→認定
秋田	募集→申請→審査→認定
神奈川	募集→申請→審査→認定
富山	募集→申請→審査会→認定
和歌山	申請受付→認定審査→認定
鳥取	申請→審査会→認定
岡山	申請→認定審査→認定
愛媛	申請→審査会→認定
佐賀	申請→審査会→認定
沖縄	認定申請の募集→申請→審査→認定
福岡	申請→受付→審査委員会→認定→公表
宮崎	募集→申請書受付→審査→認定→公表
北海道	募集→申請→事前審査→審査委員会→認定
大分	募集→申請→事前審査→認定審査委員会→認定
岐阜	申請→事前審査→審査会→認定
栃木	申請→事前審査(書類審査・現地調査)→本審査→認定→通知
茨城	募集→申請→書類審査・現地調査→審査会→認定
静岡	申請→現地調査→審査会→認定
長崎	募集→申請→現地調査(新規のみ)→審査→認定
山口	募集→事前審査、現地調査→審査会→認定
香川	募集→申請→書類審査、現地調査→審査会→認定
山形	申請→事前審査→現地ヒアリング調査→予備審査会→審査会→認定
滋賀	申請受付→申請書の内容確認、ヒアリング・現地調査→予備審査→本審査→認定
三重	申請受付→現地調査→認定検討会の部会等での事前審査→認定検討会→認定委員会→認定検討会→認定通知→県の工事等において優先的に使用・購入
愛知	評価基準の作成・公表→資材の募集→受付→書類審査→ヒアリング・工場調査→評価委員会及び利用検討委員会→あいくる材の認定→認定証交付→データベースへ登録→率先利用
埼玉	募集→申請→書類審査・現地確認等→審査会→公表・広報→販売→品質管理計画の作成・確認→販売実績報告→状況確認、効果検証
広島	申請書提出→担当が書類審査→起案→課長決裁→登録
福井	申請→書類審査・現地調査→認定

4-6-3 認定審査について

表4-7に現地調査の実施の有無を示す。必ず実施している自治体が62%(18県)と半数以上を占める。場合によって実施している自治体では、新規申請のあった場合のみの実施を

行っている自治体が多くあった。公表している申請の流れの中には「現地調査」という項目が組み込まれていない自治体も現地調査を行っている。その現地調査の内容は、表 4-8 に示す通り、「申請内容と製造工程が一致しているか」が 26 県(93%)と一番多く、次いで「環境の保全がされているか」の調査が多く行われていた。

表 4-7 現地調査の実施有無(n=29)

	回答自治体数	回答率(%)
必ず実施	18	62
場合によって実施	10	34
実施無し	1	3
計	29	100

表 4-8 現地調査の内容(n=28)(複数回答)

	回答自治体数	回答率(%)
申請内容と製造工程が一致しているか	26	93
環境の保全がされているか	24	86
工場の操業に関する法令に遵守しているか	14	50
その他	10	36

自治体によっては、製品サンプルの提出や試験検査を行っているところもある。製品サンプルの提出の有無は表 4-9 に示す。製品サンプルの提出を必ず実施しているのは 7 県(24%)であった。場合によって実施している自治体は、持ち運びできるものに限り提出を求めている県や、製品が大きかったり、持ち込みが不可能だったりするものに関しては、写真で代替している県、現地調査の際に確認している県等がある。

県の試験検査実施の有無は表 4-10 に示す。実施無しの自治体は 83%(24 県)であり、自治体が試験検査を行うことは少なく、申請企業が試験検査を行っていることが分かる。

表 4-9 製品サンプル提出の有無(n=29)

	回答自治体数	回答率(%)
必ず実施	7	24
場合によって実施	14	48
提出無し	8	28
計	29	100

表 4-10 県の試験検査実施の有無(n=29)

	回答自治体数	回答率(n=29)
必ず実施	3	10
場合によって実施	2	7
実施無し	24	83
計	29	100

事前審査の有無を表 4-11 に示す。ここでの「事前審査」とは、審査会で審査される前段階の審査を指す。事前審査を行っている自治体は 17 県ある。公表している申請の流れの中には「事前審査」という項目が組み込まれていない自治体も事前審査を行っている。表 4-6 の認定の仕組みの流れに「事前審査」の項目が記載されていない自治体でも、事前審査を実施している自治体があることが分かった。事前審査の内容を表 4-12、事前審査の担当者を表 4-13 に示す。事前審査は、県の職員が行う書類審査が大半を占めている。事前審査までに事務局で簡単な説明相談・書類審査を行うため、内容に不備があると申請の取り下げが行われる場合もある。

表 4-11 事前審査の有無(n=17)

	回答自治体数	回答率(%)
必ず実施	17	100
場合によって実施	0	0
計	17	100

表 4-12 事前審査の内容(n=17)(複数回答)

	回答自治体数	回答率(%)
書類審査	15	88
口答での審査	3	18
その他	3	18

表 4-13 事前審査の担当者(n=17)(複数回答)

	回答自治体数	回答率(%)
県の担当職員	15	88
その他	4	24

4-6-4 審査会について

表 4-14、図 4-1 に示す通り、リサイクル製品が審議される審査会は、学識経験者や県職員、一般県民も審査委員に含まれる場合もあり、審査会人数も 3~17 人と県によって様々であることが明らかになった。

表 4-14 審査会の構成(n=27)(複数回答)

	回答自治体数	回答率(%)
学識経験者	25	93
県職員	13	48
一般県民	3	11
企業関係者	9	33
その他	14	52

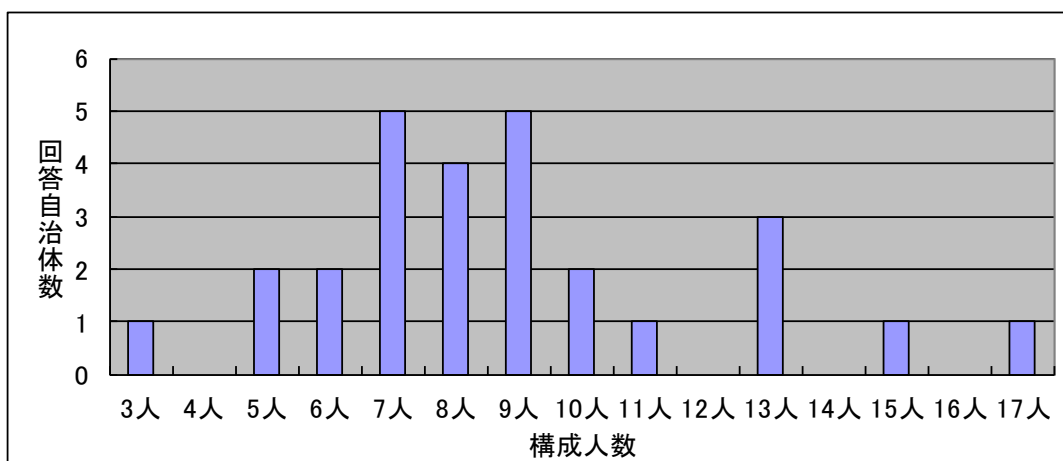


図 4-1 審査会の構成人数

表 4-15, 表 4-16, 表 4-17 に示す通り, 審査会の仕組みとして, 審査会に申請企業も出席する自治体や審査会が行われる前に申請書等が審査委員会に前もって送付される自治体, 申請企業へ審査委員から事前質問を送付する仕組みのある自治体もあり, 特に審査会の部分では, 各々の自治体で違いがみられる. また, 審査会の開催頻度は少ないところは年 1 回, 頻繁に実施しているところは年 4 回の実施であった. 年 2 回実施の自治体が 14 県と一番多かった.

表 4-15 審査会への申請企業の出席の有無(n=27)

	回答自治体数	回答率(%)
必ず出席	3	11
審査会が必要だと考えた場合出席. 委員からの質問に回答	0	0
出席しない	20	74
その他	4	15
計	27	100

表 4-16 審査会が行われる前に申請書等は審査委員会に前もって送付されるのか(n=27)

	回答自治体数	回答率(%)
必ず送付される	18	67
場合によって送付される	3	11
送付されない	6	22
計	27	100

表 4-17 申請企業へ審査委員から事前質問を送付する仕組みの有無(n=27)

	回答自治体数	回答率(%)
ある	6	22
ない	21	78
計	27	100

4-6-5 認定後の調査

「認定後の調査」とは、リサイクル製品が認定され、認定証が交付されて以降の認定企業への調査の事を指す。表 4-18 に示す通り、認定後の調査を行っている自治体は 55%(16 県)と約半数が実施している。表 4-19 に認定後の調査内容を示す。基準を満たしているかの調査を実施しているのが 6 県と最も多く、次に現地調査と同様の内容を実施している自治体が多く、申請内容と製造工程が一致しているか、環境の保全がされているか、工場の操業に関する法令に遵守しているか、等の回答が多く見られた。

また、調査の頻度に関しては、認定後の調査を実施している 16 県中 11 県が年 1 回程度の頻度で実施している。

表 4-18 認定後の調査の有無(n=29)

	回答自治体数	回答率(%)
実施している	16	55
実施無し	13	45
計	29	100

表 4-19 認定後の調査内容(n=15)

A県	基準(認定基準、環境法令、廃掃法など)が守られているか、製造加工工程(配合率、原材料、加工残渣)に変更がないか
B県	認定基準で、土壌の汚染に係る環境基準(平成3年環告第46号)に適合する事としている製品については、認定事業者に溶出試験の実施
C県	前回認定時との状況変化の有無について現地等を調査
D県	申請内容と製造工程が一致しているか、環境の保全がされているか、工場の操業に関する法令に遵守しているか、申請添付書類の原本確認等
E県	申請内容と製造工程が一致しているか、環境の保全がされているか、工場の操業に関する法令に遵守しているか
F県	申請内容と製造工程が一致しているか、環境の保全がされているか、工場の操業に関する法令に遵守しているか、環境安全性、品質等認定基準に適合しているかの確認
G県	製品や再生資源等について抜き取りを行い、品質・性能や環境に対する安全性についての基準を満たしているかの調査。認定期間中(3年間)に1回程度実施
H県	品質等管理計画書に基づいて品質等が管理されているかどうかの確認
I県	認定事業者が、年一回、品質基準に適合しているか検査した結果を、県へ報告
J県	認定製品のうち、改良土については、現地調査を年1回必ず実施
K県	再認定に伴う調査(H25より3年毎、H24までは2年毎)
L県	申請内容と製造工程が一致しているか、環境の保全がされているか、工場の操業に関する法令に遵守しているかの調査
M県	認定製品生業者への立入調査及び製品等の抜き取り調査(試験調査)
N県	書類調査(再生資源(資材)の管理状況記録・製造機器の管理状況記録・製品検査の実施状況記録)現場調査事項(再生資源(資材)受け入れ保管場所の管理状況・現場配合方法の状況・製品の現場管理状況)製品試験調査
O県	毎年5製品ほどをピックアップし、製品の環境基準に関する検査を実施
P県	工場確認(抜き打ち) 使用状況報告、品質管理試験や安全性試験の状況(定期的) 使用している廃棄物の状況(定期的)

さらに、認定後の調査の使用状況の報告の有無を表 4-20 に示す。このリサイクル製品認定制度は、リサイクル製品の普及促進を目的のひとつとして掲げているにも関わらず、使用状況報告を義務付けていない自治体が 31%(9 県)ある。

表 4-20 使用状況報告の有無(n=29)

	回答自治体数	回答率(%)
義務付けている	20	69
義務付けていない	9	31
計	29	100

4-7 まとめ

- 1) 予備アンケートの結果から、各自治体の申請・認定件数は、減少傾向にあると考えていたが、実際は特に減少傾向があるとは認められない。しかし、継続申請・継続認定件数より新規申請件数・新規認定件数の方が少ないことから、新規の申請・認定件数は減少傾向にある、といえる。
- 2) 申請の仕組みは各自治体で様々であるが、「募集・受付・申請→審査→認定」が基本的な流れであり、これに加えて、事前審査や現地調査を実施している自治体もある。その審査内容や調査内容も様々で、各々で違いが見られる。現地調査を必ず実施している自治体は 18 県(62%)あり、申請内容と製造工程が一致しているか、環境の保全がされているか、が大半を占めており、製品サンプルの提出や試験検査を実施している自治体もある。事前審査は 17 の自治体が実施しており、県職員が行う書類審査が大半を占めている。
- 3) 審査会は 2 つの自治体を除いた 27 自治体で実施されている。審査委員の構成としては、学識経験者や県職員、一般県民まで参加する自治体もあり、審査会人数も 3~17 人と自治体によってバラツキがある。申請企業の出席の有無や申請書等の送付、事前質問の有無も異なり、特に、この審査会の仕組みについては、各自治体で様々である。
- 4) 認定後の調査を実施しているのは約半数の 16 県(55%)の自治体であり、実施している自治体と実施していない自治体で回答が分かれた。内容については、現地調査と同様に、申請内容と製造工程が一致しているかの確認や環境の保全がされているかや試験調査等を行っている。また、認定製品の使用状況報告を義務付けている自治体は 69%(20 県)であった。

第五章 リサイクル製品認定制度の申請件数・認定件数に影響を及ぼす要因

5-1 はじめに

本章では、リサイクル製品認定制度の実施自治体への本アンケートで得られた申請件数・認定件数の結果から、その要因を見出す。

5-2 本章の目的

本アンケートの結果の各自治体の認定製品の申請件数・認定件数のデータについて様々な面から分析を行い、その件数の違いの要因を見出すことを目的とする。

5-3 調査対象

本アンケート調査の「認定制度が施行されて以降の各年度の申請件数・認定および許可された件数、ならびに内、継続申請件数・継続認定および許可の件数を教えてください。」の問への回答があった 29 県のうち、過去 3 年以上の回答を得られた 28 県を調査対象とする。

5-4 調査方法

調査対象となった 28 件のデータから分析を行う。事例数が 28 と少ないため、重回帰分析でなく、相関比あるいは単相関係数の検定により分析を行った。目的変数は、申請件数、認定及び許可の件数(以下、認定件数)それぞれの過去 3 年の平均値とする。また、都道府県の人口も件数に影響を与えると判断したため、100 万人あたりの件数(申請件数/人口、認定件数/人口)も用い、分析を行う。よって、目的変数は「①申請件数」「②認定件数」「③申請件数/人口」「④認定件数/人口」の 4 項目とする。説明変数は、現地調査の有無・事前調査の有無等とし、詳細は 5-5-2 に記述する。

5-5 分析結果

5-5-1 目的変数

目的変数は、本アンケートで得られた「①申請件数」「②認定件数」「③申請件数/人口」「④認定件数/人口」の 4 項目を用い、分析を行う。

分析で扱う目的変数の一覧を表 5-1 に示す。それぞれの件数の平均をみると、申請件数は 62.7 件、認定件数は 58.4 件、申請件数/人口は 33.8 件、認定件数/人口は 32.8 件であった。また、最大値と最小値を比べてみると、かなり大きな差がある。このことから、各自治体によって件数にバラツキがあることが分かる。

表 5-1 分析で扱う目的変数

県名	申請件数	認定件数	申請件数/人口	認定件数/人口
A県	1.0	1.0	1.3	1.3
B県	4.7	4.3	1.6	1.5
C県	6.0	4.7	6.0	4.7
D県	6.0	5.0	5.5	4.5
E県	8.3	4.3	6.0	3.1
F県	9.0	9.0	11.3	11.3
G県	9.7	9.0	1.1	1.0
H県	11.0	10.3	3.0	2.8
I県	19.0	18.0	15.8	15.0
J県	22.0	18.0	12.2	10.0
K県	24.7	23.7	19.0	18.2
L県	24.7	24.7	22.4	22.4
M県	28.0	27.7	14.0	13.8
N県	46.0	46.0	41.8	41.8
O県	47.7	47.7	25.1	25.1
P県	51.3	48.7	85.6	81.1
Q県	55.3	55.3	39.5	39.5
R県	66.3	66.0	47.4	47.1
S県	80.7	80.3	57.6	57.4
T県	92.3	91.7	92.3	91.7
U県	118.0	118.0	84.3	84.3
V県	134.0	131.3	26.3	25.8
W県	166.0	165.7	22.4	22.4
X県	473.3	473.3	169.0	169.0
Y県		12.07		21.9
Z県		11.3		5.4
AA県		97.7		69.8
AB県		31.7		26.4
県数	24	28	24	28
平均	62.7	58.4	33.8	32.8
最大	473.3	473.3	169.0	169.0
最小	1.0	1.0	1.1	1.0

5-5-2 説明変数

予備アンケート・本アンケートで得られたデータから、目的変数に影響を与えると考えられるものを以下に列挙する。これらを説明変数とし、分析を行う。

- ・ 現地調査の有無
- ・ 製品サンプルの提出の有無
- ・ 試験検査実施の有無
- ・ 事前審査の有無
- ・ 申請書等送付の有無
- ・ 認定後の調査の有無
- ・ 使用状況報告の有無
- ・ 審査委員からの事前質問の有無
- ・ 審査会年間回数
- ・ 現地調査の内容

- ・事前審査の内容
- ・パンフレットの有無
- ・パンフレットの配布範囲
- ・普及のための取組み内容
- ・認定製品の配合率基準
- ・認定製品の安全性基準

5-5-3 分析結果一覧

5-5-3-1 審査についての相関比・単相関係数の結果

まず、審査に関する調査の有無の一覧を表 5-2 に示す。現地調査の有無、製品サンプル提出の有無、試験検査実施の有無、事前審査実施の有無、申請書等の審査委員へ前もって送付されるかの有無については、2=必ず実施している、1=場合によって実施している、0=実施していない、と表す。認定後の調査の有無、使用状況報告の有無、申請企業へ審査委員からの事前質問を送付する仕組みの有無については、1=実施している、0=実施していない、と表す。

表 5-2 審査についての調査の有無と審査会年間回数と合計

県名	現地調査	サンプル提出	試験検査	事前審査	申請書等の送付	認定後の調査	使用状況報告	審査委員から事前質問の送付	審査会年間回数	計
A県	2	1	0	0		1	0			4
B県	2	2	2	1	1	1	0	0	1	10
C県	2	0	0	0	2	0	0	1	2	7
D県	2	2	0	1	2	0	1	0	1	9
E県	2	1	0	0	2	1	1	0	1	8
F県	1	0	0	0	0	1	1	0	2	5
G県	1	2	0	0	2	0	1	1	1	8
H県	2	2	0	1	1	1	1	0	2	10
I県	2	1	0	1	2	0	1	1	2	10
J県	2	1	0	1	2	1	1	1	3.5	12.5
K県	2	1	0	1	2	0	0	0	2	8
L県	1	1	0	1	0	0	0	0	2	5
M県	2	1	0	1	2	0	1	0	1	8
N県	2	2	0	0	0	1	1	0	2	8
O県	1	0	0	1	2	1	1	0	2	8
P県	2	0	0	0	2	0	1	0	2	7
Q県	1	1	1	0	2	1	1	1	1	9
R県	1	2	0	1	2	1	1	0	2	10
S県	1	0	0	1	1	1	1	1	2	8
T県	1	1	0	0	0	0	0	0	1	3
U県	2	1	2	1	2	1	0	0	2	11
V県	1	1	1	1	0	1	1	0	2	8
W県	2	0	0	1	2	1	1	0	3	10
X県	1	0	0	0	1	0	0	0	1	1
Y県	0	0	0	1	2	0	1	0	2	6
Z県	2	2	2	1	0	0	0	0	3	10
AA県	2	1	0	0	2	0	1	0	1	7
AB県	2	1	0	1	2	1	1	0	1.5	9.5
県数	28	28	28	28	26	28	28	26	26	28
平均									1.8	8.6
最大									3.5	12.5
最小									1	1

これらを説明変数とし、各目的変数の相関比及び単相関係数を求めた。結果を表 5-3 に示す。どの項目についても強い相関があるという判定は出なかった。審査会の年間の回数については、単相関係数を求めた。統計的に有意であるという判定は出なかったが、年間の回数が多いほど件数は増える傾向があることが認められる。

表 5-3 説明変数：審査会についての分析結果

相関比の検定(全変数間)

件数 22

相関比

	申請件数	認定件数	申請件数/人口	認定件数/人口
現地調査	0.0411	0.0443	0.0420	0.0492
製品サンプル提出	0.1032	0.0993	0.0761	0.0713
試験検査実施	0.1332	0.1320	0.0288	0.0324
事前審査の有無	0.0418	0.0429	0.0302	0.0263
申請書等の送付	0.0395	0.0395	0.0432	0.0459
認定後の調査	0.1094	0.1086	0.0000	0.0001
使用状況報告の有無	0.0006	0.0004	0.0357	0.0381
審査委員から事前質問の送付	0.0407	0.0419	0.0245	0.0253

P値

	申請件数	認定件数	申請件数/人口	認定件数/人口
現地調査	0.3656	0.3473	0.3603	0.3211
製品サンプル提出	0.3553	0.3703	0.4717	0.4951
試験検査実施	0.2573	0.2605	0.7574	0.7314
事前審査の有無	0.3611	0.3549	0.4389	0.4707
申請書等の送付	0.6821	0.6822	0.6575	0.6401
認定後の調査	0.1327	0.1342	0.9975	0.9642
使用状況報告の有無	0.9136	0.9337	0.3995	0.3838
審査委員から事前質問の送付	0.3677	0.3610	0.4865	0.4792

F検定

	申請件数	認定件数	申請件数/人口	認定件数/人口
現地調査	[]	[]	[]	[]
製品サンプル提出	[]	[]	[]	[]
試験検査実施	[]	[]	[]	[]
事前審査の有無	[]	[]	[]	[]
申請書等の送付	[]	[]	[]	[]
認定後の調査	[]	[]	[]	[]
使用状況報告の有無	[]	[]	[]	[]
審査委員から事前質問の送付	[]	[]	[]	[]

単相関係数

件数 22

	審査会年間の回数
申請件数	0.3208
認定件数	0.3140
申請件数/人口	0.0298
認定件数/人口	0.0254

無相関の検定

P値

	審査会年間の回数
申請件数	0.1455
認定件数	0.1548
申請件数/人口	0.8954
認定件数/人口	0.9107

t検定

	審査会年間の回数
申請件数	[]
認定件数	[]
申請件数/人口	[]
認定件数/人口	[]

単相関係数

件数 24

	計
申請件数	-0.4369
認定件数	-0.4395
申請件数/人口	-0.4779
認定件数/人口	-0.4814

無相関の検定

P値

	計
申請件数	0.0328
認定件数	0.0317
申請件数/人口	0.0182
認定件数/人口	0.0172

t検定

	計
申請件数	[*]
認定件数	[*]
申請件数/人口	[*]
認定件数/人口	[*]

また、各審査の有無の合計を用いて単相関係数を求めたところ、各件数で統計的に有意な判定(5%有意)が出た。このことから、審査が多いほど件数は減少傾向にあることが統計的に認められた。

5-5-3-2 現地調査の内容についての相関比・単相関係数の結果

現地調査の内容についての各調査の有無を表 5-4 に示す。申請内容と製造工程が一致しているかの調査、環境の保全がされているかの調査、工場の操業に関する法令に遵守しているかの調査、その他の調査について、1=実施している、0=実施していない、と表す。

表 5-4 現地調査の内容の有無と合計

県名	申請内容と製造工程が一致しているか	環境の保全がされているか	工場の操業に関する法令に遵守しているか	その他	計
A県	1	1	1	0	3
B県	1	0	0	0	1
C県	1	0	0	0	1
D県	1	1	0	0	2
E県	1	1	0	0	2
F県	1	1	1	0	3
G県	1	1	0	0	2
H県	1	1	1	1	4
I県	1	1	1	0	3
J県	1	1	1	1	4
K県	0	1	0	0	1
L県	1	1	1	0	3
M県	1	1	0	0	2
N県	1	0	0	0	1
O県	1	1	0	0	2
P県	1	1	0	0	2
Q県	1	1	1	1	4
R県	1	0	0	1	2
S県	1	1	1	1	4
T県	0	1	0	0	1
U県	1	1	1	1	4
V県	1	1	1	0	3
W県	1	1	0	1	3
X県	1	1	1	0	3
Y県	0	0	0	0	0
Z県	1	1	1	0	3
AA県	1	1	1	1	4
AB県	1	1	0	1	3
県数	28	28	28	28	28
平均					2.5

これらを説明変数とし、各目的件数の相関比及び単相関係数を求めた。結果を表 5-5 に示す。どの項目についても強い相関があるという判定は出なかった。現地調査の各調査の有無の合計を用いて単相関係数を求めたが、有意な判定が出ず、値も小さい。現地調査で多数の調査があるからといって、件数には影響は認められなかった。

表 5-5 説明変数：現地調査の内容についての分析結果

相関比の検定(全変数間)

件数 23

相関比

	申請件数	認定件数	申請件数/人口	認定件数/人口
申請内容と製造工程が一致しているか	0.0000	0.0000	0.0275	0.0275
環境の保全がされているか	0.0173	0.0167	0.0134	0.0128
工場の操業に関する法令に遵守しているか	0.0782	0.0786	0.0208	0.0230
その他	0.0000	0.0000	0.0092	0.0097

P値

	申請件数	認定件数	申請件数/人口	認定件数/人口
申請内容と製造工程が一致しているか	0.9967	0.9958	0.4493	0.4499
環境の保全がされているか	0.5493	0.5562	0.5984	0.6075
工場の操業に関する法令に遵守しているか	0.1962	0.1951	0.5120	0.4896
その他	0.9849	0.9844	0.6641	0.6542

F検定

	申請件数	認定件数	申請件数/人口	認定件数/人口
申請内容と製造工程が一致しているか	[]	[]	[]	[]
環境の保全がされているか	[]	[]	[]	[]
工場の操業に関する法令に遵守しているか	[]	[]	[]	[]
その他	[]	[]	[]	[]

単相関係数

件数 24

	計
申請件数	0.1977
認定件数	0.1972
申請件数/人口	0.0983
認定件数/人口	0.1025

t検定

	計
申請件数	[]
認定件数	[]
申請件数/人口	[]
認定件数/人口	[]

無相関の検定

P値

	計
申請件数	0.3545
認定件数	0.3556
申請件数/人口	0.6477
認定件数/人口	0.6337

5-5-3-3 事前審査の内容についての相関比・単相関係数の結果

事前審査の内容についての各審査の有無を表 5-6 に示す。書類審査，口答での審査，その他の審査について，1=実施している，0=実施していない，と表す。

表 5-6 事前審査の各審査の有無と合計

県名	書類審査	口答での審査	その他	計
A県	0	0	0	0
B県	1	0	0	1
C県	0	0	0	0
D県	1	0	0	1
E県	0	0	0	0
F県	0	0	0	0
G県	0	0	0	0
H県	1	1	0	2
I県	1	0	0	1
J県	1	0	0	1
K県	1	0	0	1
L県	1	1	1	3
M県	1	0	1	2
N県	0	0	0	0
O県	1	0	0	1
P県	0	0	0	0
Q県	0	0	0	0
R県	1	0	0	1
S県	1	0	0	1
T県	0	0	0	0
U県	1	0	0	1
V県	1	0	0	1
W県	0	0	1	1
X県	0	0	0	0
Y県	1	0	0	1
Z県	0	1	0	1
AA県	0	0	0	0
AB県	1	0	0	1
県数	28	28	28	28
平均				0.75

これらを説明変数とし，各目的変数の相関比及び単相関係数を求めた。結果を表 5-7 に示す。どの項目についても強い相関があるという判定は出なかった。事前審査の各審査の有無の合計を用いて単相関係数を求めた。結果，統計的に有意な判定は出なかったが，負の相関が見られたため，事前審査が多いほど件数は少なくなる傾向が認められる。

表 5-7 説明変数：事前審査の内容についての分析結果

相関比の検定(全変数間)				
件数 24				
相関比				
	申請件数	認定件数	申請件数/人口	認定件数/人口
書類審査	0.0395	0.0394	0.0504	0.0483
口答での審査	0.0198	0.0192	0.0265	0.0251
その他	0.0016	0.0018	0.0188	0.0173
P値				
	申請件数	認定件数	申請件数/人口	認定件数/人口
書類審査	0.3518	0.3527	0.2915	0.3019
口答での審査	0.5120	0.5182	0.4474	0.4594
その他	0.8527	0.8435	0.5233	0.5403
F検定				
	申請件数	認定件数	申請件数/人口	認定件数/人口
書類審査	[]	[]	[]	[]
口答での審査	[]	[]	[]	[]
その他	[]	[]	[]	[]
単相関係数				
件数 24				
	計	無相関の検定		
申請件数	-0.1604	P値		
認定件数	-0.1584		計	
申請件数/人口	-0.2601	申請件数	0.4540	
認定件数/人口	-0.2533	認定件数	0.4598	
t検定				
	計	申請件数/人口	0.2197	
申請件数	[]	認定件数/人口	0.2325	
認定件数	[]			
申請件数/人口	[]			
認定件数/人口	[]			

5-5-3-4 パンフレットについての相関比・単相関係数の結果

パンフレットの配布の有無を表 5-8 に示す。パンフレットの配布を行っている県=1，配布を行っていない県=0 と表す。

これを説明変数とし，各目的変数の相関比を求める。結果を表 5-9 に示す。申請件数，認定件数，申請件数/人口，認定件数/人口とも相関がある[*]の統計的に有意な判定が出た。このことから，パンフレットの有無は各件数に影響を与えていることが統計的に認められる。

表 5-8 パンフレットの配布有無

県名	パンフレットの有無
A県	1
B県	1
C県	1
D県	1
E県	1
F県	0
G県	1
H県	1
I県	1
J県	1
K県	1
L県	1
M県	1
N県	1
O県	1
P県	1
Q県	1
R県	0
S県	1
T県	1
U県	1
V県	1
W県	1
X県	0
Y県	1
Z県	1
AA県	1
県数	27

表 5-9 説明変数：パンフレットの配布有無の分析結果

相関比の検定(全変数間)

件数 24

相関比

	申請件数	認定件数	申請件数/人口	認定件数/人口
パンフレットの有無	0.2231	0.2250	0.1664	0.1712

P値

	申請件数	認定件数	申請件数/人口	認定件数/人口
パンフレットの有無	0.0198	0.0192	0.0478	0.0444

F検定

	申請件数	認定件数	申請件数/人口	認定件数/人口
パンフレットの有無	[*]	[*]	[*]	[*]

さらに、有意であると判定が出た、パンフレットの有無で件数は減る傾向があるか増える傾向があるかを調べた。表 5-10 に示す。パンフレットの有無でそれぞれの平均を求め、比較した。どの項目も無(0)の平均 > 有(1)の平均であるため、パンフレットの配布が有ると、申請件数、認定件数、申請件数/人口、認定件数/人口とも減る傾向が統計的に有意に認められる。

しかし、これは特に件数が多いR県とX件がパンフレットの配布を行っていないことが要因であると考えられる。

表 5-10 各項目のパンフレットの配布有無の平均

	無(0)の平均	有(1)の平均
申請件数	182.9	45.5
認定件数	182.8	44.0
申請件数/人口	75.9	27.7
認定件数/人口	75.8	27.7

また、パンフレットの配布範囲を表 5-11 に示す。配布範囲について、県庁内、県内各市町村、リサイクル製品の認定事業者、各種団体、一般県民、県関係機関、イベント、事業者、認定審査会、スーパー・ホームセンター、公共施設、県外行政関係機関、県内金融機関、ホームページへの掲載、限定なしで1=配布している、0=配布していない、と表す。

表 5-11 パンフレットの配布範囲と合計

県名	県庁内	県内各市町村	リサイクル製品の認定事業者	団体	一般県民	県関係機関	イベント	事業者	認定審査会	スーパー・ホームセンター	公共施設	県外行政関係機関	県内金融機関	ホームページ	限定なし	計
A県	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
B県	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
C県	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	5
D県	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3
E県	0	1	1	1	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	6
F県	0	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4
G県	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	4
H県	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	1	1	0	0	0	9
I県	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	4
J県	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	4
K県	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
L県	0	1	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4
M県	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	7
N県	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
O県	1	1	1	1	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	7
P県	0	1	1	0	1	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	7
Q県	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
R県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
S県	1	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	5
T県	1	1	1	0	0	1	1	0	0	0	1	1	0	0	0	7
U県	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	8
V県	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	5
W県	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3
X県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
Y県	1	1	1	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	6
Z県	0	1	1	1	0	0	0	1	1	1	1	1	0	0	0	8
AA県	1	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4
県数	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27
平均																4.7

これらを説明変数とし、各目的変数の相関比及び単相関係数を求めた。結果を表 5-12 に示す。配布範囲に「ホームページでの掲載をしている」という項目について相関がある[* *]の統計的に有意な判定が出た。配布範囲の各項目の有無の合計を用いて単相関係数を求めた。統計的に有意な判定は出なかったが、正の相関比がみられたため、パンフレットの配布範囲を多くしているほど件数は少なくなる傾向にあると認められる。

表 5-12 説明変数：パンフレットの配布範囲の分析結果

相関比の検定(全変数間)

件数 24

相関比

	申請件数	認定件数	申請件数/人口	認定件数/人口
県庁内で配布	0.0000	0.0000	0.0045	0.0051
県内各市町村	0.1120	0.1118	0.0205	0.0213
リサイクル製品の認定事業者	0.0174	0.0174	0.0001	0.0002
団体	0.0942	0.0936	0.1422	0.1399
一般県民	0.0194	0.0189	0.0057	0.0053
県関係機関	0.0825	0.0842	0.0213	0.0234
イベント	0.0631	0.0650	0.0045	0.0060
事業者	0.0072	0.0073	0.0026	0.0024
認定審査会				
スーパー・ホームセンター				
公共施設	0.0014	0.0012	0.0094	0.0107
県外行政関係機関	0.0194	0.0202	0.0000	0.0000
県内金融機関	0.0088	0.0078	0.0293	0.0247
ホームページ	0.4515	0.4525	0.3778	0.3835
限定なし	0.0078	0.0090	0.0132	0.0153

P値

	申請件数	認定件数	申請件数/人口	認定件数/人口
県庁内で配布	0.9883	0.9833	0.7557	0.7390
県内各市町村	0.1100	0.1102	0.5046	0.4962
リサイクル製品の認定事業者	0.5391	0.5391	0.9643	0.9433
団体	0.1447	0.1459	0.0693	0.0718
一般県民	0.5159	0.5218	0.7256	0.7345
県関係機関	0.1735	0.1689	0.4957	0.4752
イベント	0.2363	0.2294	0.7542	0.7184
事業者	0.6944	0.6906	0.8130	0.8218
認定審査会				
スーパー・ホームセンター				
公共施設	0.8630	0.8728	0.6519	0.6312
県外行政関係機関	0.5160	0.5073	0.9877	0.9846
県内金融機関	0.6624	0.6821	0.4241	0.4636
ホームページ	0.0003	0.0003	0.0014	0.0013
限定なし	0.6817	0.6595	0.5923	0.5651

F検定

	申請件数	認定件数	申請件数/人口	認定件数/人口
県庁内で配布	[]	[]	[]	[]
県内各市町村	[]	[]	[]	[]
リサイクル製品の認定事業者	[]	[]	[]	[]
団体	[]	[]	[]	[]
一般県民	[]	[]	[]	[]
県関係機関	[]	[]	[]	[]
イベント	[]	[]	[]	[]
事業者	[]	[]	[]	[]
認定審査会	[]	[]	[]	[]
スーパー・ホームセンター	[]	[]	[]	[]
公共施設	[]	[]	[]	[]
県外行政関係機関	[]	[]	[]	[]
県内金融機関	[]	[]	[]	[]
ホームページ	[**]	[**]	[**]	[**]
限定なし	[]	[]	[]	[]

単相関係数

件数 24

	計
申請件数	-0.2541
認定件数	-0.2558
申請件数/人口	-0.0337
認定件数/人口	-0.0403

t検定

	計
申請件数	[]
認定件数	[]
申請件数/人口	[]
認定件数/人口	[]

無相関の検定

P値

	計
申請件数	0.2308
認定件数	0.2276
申請件数/人口	0.8758
認定件数/人口	0.8517

さらに、有意であると判定が出た、ホームページへの掲載の有無で件数は減る傾向があるか増える傾向があるかを調べた。表 5-13 に示す。パンフレットへの掲載の有無でそれぞれの平均を求め、比較した。どの項目も無(0)の平均<有(1)の平均であるため、ホームページでの掲載が有ると、申請件数、認定件数、申請件数/人口、認定件数/人口とも増える傾向が統計的に有意に認められる。

表 5-13 各項目のホームページの掲載の有無の平均

	無(0)の平均	有(1)の平均
申請件数	43.2	277.0
認定件数	42.0	276.8
申請件数/人口	26.5	113.3
認定件数/人口	26.6	113.2

5-5-3-5 普及のための取組みの相関比・単相関係数の結果

普及のための取組みの有無を表 5-14 に示す。公共工事等での優先利用、補助金の交付、イベントでの出店・展示、パンフレット配布、情報提供・情報発信、ホームページへの掲載、大学と連携した販売戦略の研究を 1=実施している、0=実施していない、と表す。

表 5-14 普及のための取組みの有無と合計

県名	公共工事・ 優先使用	補助金	イベント	パンフレット	情報提供	ホーム ページ	研究	認定 マーク	計
A県	1	0	1	0	0	0	0	0	2
B県	0	0	0	1	0	1	0	0	2
C県	1	0	1	0	0	0	0	0	2
D県	0	0	1	1	1	1	0	0	4
E県	0	1	1	1	1	0	1	0	5
F県	1	0	0	0	0	1	1	0	3
G県	1	0	1	0	1	1	0	0	4
H県	1	0	1	0	0	0	0	0	2
I県	1	0	0	1	0	1	0	0	3
J県	1	0	1	0	0	1	0	0	3
K県	1	0	0	1	0	0	0	0	2
L県	1	0	0	0	0	0	0	0	1
M県	0	0	1	1	1	1	0	0	4
N県	1	1	0	0	0	0	0	0	2
O県	1	0	1	0	1	0	0	0	3
P県	1	1	1	1	1	1	0	0	6
Q県	1	0	1	0	0	0	0	0	2
R県	1	0	0	0	0	1	0	1	3
S県	0	0	1	0	0	0	0	0	1
T県	0	0	1	0	0	0	0	0	1
U県	1	0	0	0	0	0	0	0	1
V県	1	0	0	1	0	1	0	0	3
W県	0	0	0	1	1	0	0	0	2
X県	1	0	0	0	0	1	0	0	2
Y県	1	0	1	0	0	0	0	0	2
Z県	0	0	1	1	0	1	0	0	3
AA県	1	0	1	0	1	0	0	0	3
県数	27	27	27	27	27	27	27	27	27
平均									2.6

これらを説明変数とし、各目的変数の相関比及び単相関係数を求めた。結果を表 5-15 に示す。どの項目についても強い相関があるという有意な判定は出なかった。普及のための各取組みの有無の合計を用いて単相関係数を求めた。結果、統計的に有意な判定は出なかったか正の相関が見られたため、普及のための取組みを多数実施している県ほど件数は減る傾向にあることが認められた。

表 5-15 説明変数：普及のための取組みの分析結果

相関比の検定(全変数間)				
件数 24				
相関比				
	申請件数	認定件数	申請件数/人口	認定件数/人口
公共工事・優先使用	0.0025	0.0026	0.0075	0.0077
補助	0.0117	0.0128	0.0107	0.0074
イベント	0.1185	0.1205	0.0371	0.0411
パンフレット	0.0120	0.0130	0.0565	0.0618
情報共有	0.0261	0.0265	0.0506	0.0541
HP	0.0135	0.0128	0.0015	0.0012
研究	0.0139	0.0155	0.0221	0.0258
認定マーク	0.0001	0.0001	0.0053	0.0056
P値				
	申請件数	認定件数	申請件数/人口	認定件数/人口
公共工事・優先使用	0.8148	0.8125	0.6868	0.6830
補助	0.6153	0.5990	0.6307	0.6888
イベント	0.0995	0.0966	0.3671	0.3421
パンフレット	0.6104	0.5957	0.2634	0.2417
情報共有	0.4510	0.4471	0.2906	0.2741
HP	0.5889	0.5988	0.8559	0.8743
研究	0.5832	0.5626	0.4884	0.4538
認定マーク	0.9709	0.9665	0.7355	0.7276
F検定				
	申請件数	認定件数	申請件数/人口	認定件数/人口
公共工事・優先使用	[]	[]	[]	[]
補助	[]	[]	[]	[]
イベント	[]	[]	[]	[]
パンフレット	[]	[]	[]	[]
情報共有	[]	[]	[]	[]
HP	[]	[]	[]	[]
研究	[]	[]	[]	[]
認定マーク	[]	[]	[]	[]
単相関係数		無相関の検定		
件数 24		P値		
	計		計	
申請件数	-0.2217	申請件数	0.2978	
認定件数	-0.2282	認定件数	0.2834	
申請件数/人口	-0.1910	申請件数/人口	0.3714	
認定件数/人口	-0.2097	認定件数/人口	0.3254	
t検定				
	計			
申請件数	[]			
認定件数	[]			
申請件数/人口	[]			
認定件数/人口	[]			

5-5-3-6 配合率基準についての相関比・単相関係数の結果

リサイクル製品の配合率の各基準の有無を表 5-16 に示す。エコマーク基準，県のグリーン購入基本方針に準ずる基準，品目別基準，知事が別に定める配合率基準，その他県が独自に定める基準，審査会が認める配合率基準，JIS/JAS 基準が 1=定められている，0=定められていない，と表す。

表 5-16 配合率の各基準の有無と合計

県名	エコマーク	県のグリーン購入基本方針	品目別基準	知事が別に定める配合率基準	その他県が独自に定める基準	審査会が認める配合率基準	JIS/JAS	計
A県	1	0	1	0	1	0	1	4
B県	1	0	1	0	0	0	1	3
C県	1	0	1	0	1	0	1	4
D県	0	1	1	0	1	0	1	4
E県	0	0	0	0	0	0	0	0
F県	1	0	1	0	1	0	1	4
G県	1	1	0	0	1	0	1	4
H県	1	1	0	1	0	0	1	4
I県	0	0	1	0	0	0	1	2
J県	0	1	1	0	0	0	1	3
K県	1	1	0	1	1	1	1	6
L県	1	0	0	0	1	1	1	4
M県	1	1	0	0	1	0	1	4
N県	0	0	1	0	1	0	0	2
O県	1	0	1	0	1	0	1	4
P県	1	0	0	1	1	0	1	4
Q県	1	0	1	1	1	0	1	5
R県	0	0	1	0	0	0	0	1
S県	1	0	1	0	1	0	1	4
T県	1	0	0	1	1	0	1	4
U県	1	0	1	1	1	0	1	5
V県	0	0	1	0	0	0	0	1
W県	0	0	1	0	0	0	0	1
X県	0	0	1	0	0	0	0	1
Y県	0	0	1	0	0	0	1	2
Z県	1	1	0	1	1	0	1	5
AA県	1	1	1	0	1	0	1	5
AB県	1	0	1	0	1	0	1	4
県数	28	28	28	28	28	28	28	28
平均								3.4

これらを説明変数とし，各目的変数の相関比及び単相関係数を求めた。結果を表 5-17 に示す。配合率基準に「JIS/JAS 基準を定めている」という項目について申請件数で[* *]，認定件数で[*]の統計的に有意な相関があるという判定が出た。配合率の各基準の有無の合計を用いて単相関係数を求めた。結果，統計的に有意な判定は出なかったが負の相関が見られたため，配合率基準について多くの基準を定めているほど件数は少なくなる傾向にあることが認められた。

表 5-17 説明変数：配合率基準の有無の分析結果

相関比の検定(全変数間)

件数 24

相関比

	申請件数	認定件数	申請件数/人口	認定件数/人口
エコマーク	0.1136	0.1099	0.0088	0.0081
県のグリーン購入基本方針	0.0757	0.0766	0.1330	0.1339
品目別基準	0.0535	0.0545	0.0037	0.0049
知事が別に定める配合率基準	0.0006	0.0005	0.0891	0.0861
その他県が独自に定める基準	0.0928	0.0895	0.0000	0.0000
審査会が認める配合率基準	0.0142	0.0139	0.0102	0.0098
JIS/JAS	0.2684	0.2652	0.0740	0.0744

P値

	申請件数	認定件数	申請件数/人口	認定件数/人口
エコマーク	0.1072	0.1135	0.6629	0.6760
県のグリーン購入基本方針	0.1932	0.1904	0.0798	0.0786
品目別基準	0.2768	0.2722	0.7778	0.7459
知事が別に定める配合率基準	0.9128	0.9143	0.1566	0.1642
その他県が独自に定める基準	0.1479	0.1556	0.9987	0.9892
審査会が認める配合率基準	0.5788	0.5836	0.6389	0.6455
JIS/JAS	0.0095	0.0100	0.1986	0.1972

F検定

	申請件数	認定件数	申請件数/人口	認定件数/人口
エコマーク	[]	[]	[]	[]
県のグリーン購入基本方針	[]	[]	[]	[]
品目別基準	[]	[]	[]	[]
知事が別に定める配合率基準	[]	[]	[]	[]
その他県が独自に定める基準	[]	[]	[]	[]
審査会が認める配合率基準	[]	[]	[]	[]
JIS/JAS	[**]	[*]	[]	[]

単相関係数

件数 24

	計
申請件数	-0.3904
認定件数	-0.3854
申請件数/人口	-0.1267
認定件数/人口	-0.1235

無相関の検定

P値

	計
申請件数	0.0593
認定件数	0.0629
申請件数/人口	0.5553
認定件数/人口	0.5653

t検定

	計
申請件数	[]
認定件数	[]
申請件数/人口	[]
認定件数/人口	[]

さらに、有意であると判定が出た、申請件数、認定件数について配合率基準の JIS/JAS 基準の有無で件数は減る傾向があるか増える傾向があるかを調べた。表 5-18 に示す。JIS/JAS

基準の有無でそれぞれの平均を求め、比較した。申請件数、認定件数とも無(0)の平均>有(1)の平均であるため、JIS/JAS 基準が有ると、申請件数、認定件数とも減る傾向が統計的に有意に認められる。

表 5-18 各項目の JIS/JAS の有無の平均

	無(0)の平均	有(1)の平均
申請件数	149.0	33.9
認定件数	147.8	34.1

5-5-3-7 安全性基準についての相関比・単相関係数の結果

リサイクル製品の安全性の各基準の有無を表 5-19 に示す。土壌環境基準、土壌環境基準(含有量も明記)、特別管理廃棄物の除外、ダイオキシン特措法、環境基本法に基づく環境基準、品目別個別基準、その他知事が認めるものについて 1=定められている、0=定められていない、と表す。

表 5-19 安全性の各基準の有無と合計

県名	土壌環境基準	土壌環境基準 (含有量も明記)	特別管理廃棄物の除外	ダイオキシン特措法	環境基本法に基づく環境基準	品目別個別基準	その他知事が認めるもの	合計
A県	1	0	1	0	0	0	0	2
B県	1	0	1	0	0	0	0	2
C県	1	0	1	0	0	0	0	2
D県	1	1	1	1	0	0	0	4
E県	0	0	0	0	0	0	0	0
F県	1	0	1	0	1	0	0	3
G県	1	0	1	1	0	0	0	3
H県	1	0	1	1	0	0	1	4
I県	0	0	0	0	0	1	0	1
J県	1	0	1	0	0	1	0	3
K県	1	0	1	0	0	0	0	2
L県	1	0	1	0	0	0	0	2
M県	1	0	1	1	0	0	0	3
N県	1	0	0	0	0	1	0	2
O県	1	0	1	0	0	0	0	2
P県	1	0	1	0	1	0	1	4
Q県	1	0	1	0	0	0	0	2
R県	0	0	0	0	0	1	0	1
S県	1	1	1	0	1	0	0	4
T県	1	0	1	0	0	0	0	2
U県	1	0	0	0	0	1	0	2
V県	0	0	0	0	0	1	0	1
W県	0	0	0	0	0	1	0	1
X県	0	1	0	0	0	1	0	2
Y県	1	0	1	0	1	1	0	4
Z県	1	0	0	1	0	1	1	4
AA県	1	0	1	0	0	0	0	2
AB県	1	0	1	0	0	1	0	3
県数	28	28	28	28	28	28	28	28
平均								2.4

これらを説明変数とし、各目的変数の相関比及び単相関係数を求めた。結果を表 5-20 に示す。配合率基準に「土壌環境基準を定めている」という項目について申請件数・認定件数で[*],「土壌環境基準(含有量も明記)を定めている」という項目について申請件数・認定件数・申請件数/人口・認定件数/人口で[*],「特別管理廃棄物の除外を定めている」という項目について申請件数・認定件数で[*],「品目別個別基準を定めている」という項目について申請件数・認定件数で[*]の統計的に有意な相関があるという判定が出た。

安全性の各基準の有無の合計を用いて単相関係数を求めた。結果、統計的に有意な判定は出ず、値も小さい。安全性基準が多く定められているからといって、件数には影響は認められなかった。

表 5-20 説明変数：安全性の基準の有無の分析結果

相関比の検定(全変数間)				
件数 24				
相関比				
	申請件数	認定件数	申請件数/人口	認定件数/人口
土壌環境基準	0.2412	0.2372	0.0432	0.0427
土壌環境基準(含有量も明記)	0.2374	0.2380	0.1783	0.1808
特別管理廃棄物の除外	0.2367	0.2346	0.1047	0.1059
ダイオキシン特措法	0.0520	0.0513	0.1021	0.1000
環境基本法に基づく環境基準	0.0038	0.0038	0.0294	0.0265
品目別個別基準	0.2491	0.2469	0.1141	0.1164
その他知事が認めるもの	0.0098	0.0102	0.0066	0.0047
P値				
	申請件数	認定件数	申請件数/人口	認定件数/人口
土壌環境基準	0.0148	0.0158	0.3296	0.3327
土壌環境基準(含有量も明記)	0.0157	0.0156	0.0398	0.0383
特別管理廃棄物の除外	0.0159	0.0165	0.1229	0.1207
ダイオキシン特措法	0.2838	0.2871	0.1279	0.1323
環境基本法に基づく環境基準	0.7744	0.7734	0.4230	0.4472
品目別個別基準	0.0130	0.0135	0.1064	0.1028
その他知事が認めるもの	0.6457	0.6383	0.7064	0.7511
F検定				
	申請件数	認定件数	申請件数/人口	認定件数/人口
土壌環境基準	[*]	[*]	[]	[]
土壌環境基準(含有量も明記)	[*]	[*]	[*]	[*]
特別管理廃棄物の除外	[*]	[*]	[]	[]
ダイオキシン特措法	[]	[]	[]	[]
環境基本法に基づく環境基準	[]	[]	[]	[]
品目別個別基準	[*]	[*]	[]	[]
その他知事が認めるもの	[]	[]	[]	[]
単相関係数		無相関の検定		
件数 24		P値		
	合計		合計	
申請件数	-0.1697	申請件数	0.4279	
認定件数	-0.1680	認定件数	0.4327	
申請件数/人口	0.0156	申請件数/人口	0.9425	
認定件数/人口	0.0128	認定件数/人口	0.9527	
t検定				
	合計			
申請件数	[]			
認定件数	[]			
申請件数/人口	[]			
認定件数/人口	[]			

さらに、有意であると判定が出た、申請件数、認定件数について安全性基準の土壤環境基準の有無で件数は減る傾向があるか増える傾向があるかを調べた。土壤環境基準の有無でそれぞれの平均を求め、比較した。結果を表 5-21 に示す。申請件数、認定件数とも無(0)の平均>有(1)の平均であるため、土壤環境基準が有ると、申請件数、認定件数とも減る傾向が統計的に有意に認められる。

表 5-21 各項目の土壤環境基準の有無の平均

	無(0)の平均	有(1)の平均
申請件数	144.5	35.4
認定件数	143.1	35.4

申請件数、認定件数、申請件数/人口、認定件数/人口について安全性基準の土壤環境基準(含有量も明記)の有無で件数は減る傾向があるか増える傾向があるかを調べた。土壤環境基準(含有量も明記)の有無でそれぞれの平均を求め、比較した。結果を表 5-22 に示す。申請件数、認定件数、申請件数/人口、認定件数/人口とも無(0)の平均<有(1)の平均であるため、土壤環境基準(含有量も明記)が有ると、申請件数、認定件数とも増える傾向が統計的に有意に認められる。

表 5-22 各項目の土壤環境基準(含有量も明記)の有無の平均

	無(0)の平均	有(1)の平均
申請件数	45.0	186.7
認定件数	43.1	186.2
申請件数/人口	27.5	77.4
認定件数/人口	27.5	77.0

申請件数、認定件数について安全性基準の特別管理廃棄物の除外の有無で件数は減る傾向があるか増える傾向があるかを調べた。特別管理廃棄物の除外の有無でそれぞれの平均を求め、比較した。結果を表 5-23 に示す。申請件数、認定件数とも無(0)の平均>有(1)の平均であるため、特別管理廃棄物の除外が有ると、申請件数、認定件数とも減る傾向が統計的に有意に認められる。

表 5-23 各項目の特別管理廃棄物の除外の有無の平均

	無(0)の平均	有(1)の平均
申請件数	128.9	29.6
認定件数	114.9	31.7

申請件数、認定件数について安全性基準の品目別個別基準の有無で件数は減る傾向があ

るか増える傾向があるかを調べた。品目別個別基準の有無でそれぞれの平均を求め、比較した。結果を表 5-24 に示す。申請件数、認定件数とも無(0)の平均<有(1)の平均であるため、品目別個別基準が有ると、申請件数、認定件数とも増える傾向が統計的に有意に認められる。

表 5-24 各項目の品目別個別基準の有無の平均

	無(0)の平均	有(1)の平均
申請件数	28.8	130.6
認定件数	28.2	105.2

5-6 各変数の分析結果の予想と予想と結果の比較

分析を行う前に、各変数に対する要因の仮説を立てた。各変数に影響を与えると予想する要因とその理由付けを行った。増加傾向にあると予想する要因とその理由、減少傾向にさせると予想する要因とその理由をそれぞれ以下に示す。

○申請・認定件数が増加傾向にあると予想する要因

- ・審査会年間回数：審査会の年間回数が多いとその分申請の機会も増えるため。
- ・パンフレットの有無：自社の製品がパンフレットに載ることで製品 PR になるため。
- ・パンフレットの配布範囲：配布範囲が広範囲であるほど、リサイクル製品認定制度の周知に繋がるため。
- ・普及のための取組み内容：普及のための取組みが多い県ほど認定製品の PR に繋がるため。

○申請・認定件数が減少傾向にあると予想する要因

- ・現地調査の有無、製品サンプル提出の有無、試験検査実施の有無、申請書等送付の有無、認定後の調査の有無、使用状況報告の有無、審査委員からの事前質問の有無：これらについては、各調査・審査が有ると却下となる確率が高くなるため。
- ・各種審査内容の合計、認定製品の配合率基準の合計、認定製品の安全性基準の合計：各種審査内容、基準項目が多ければ、却下となる確率が高くなるため。

上記で予想したものと実際の分析結果を比較する。統計的に有意な関連が認められた要因、統計的に有意な関連は出なかったが傾向が認められた要因の分析結果のみを比較する。

○予想と一致した要因

- ・審査会の年間回数が多いと件数は増加傾向にある（表 5-3）。
- ・パンフレットのホームページへの掲載をしていると件数は増加傾向にある（表 5-13）。
- ・各種実施している審査が多いと件数は減少傾向にある（表 5-3）。
- ・事前審査の調査項目が多いと件数は減少傾向にある（表 5-7）。
- ・認定製品の配合率基準で JIS/JAS 基準が定められていると件数は減少傾向にある（表 5-18）。

- ・認定製品の配合率基準で定められている基準項目が多いと件数は減少傾向にある(表 5-20).
- ・認定製品の安全性基準で土壌環境基準が定められていると件数は減少傾向にある(表 5-21).
- ・認定製品の安全性基準で特別管理廃棄物の除外が定められていると件数は減少傾向にある(表 5-23).

○予想と不一致だった要因

- ・認定製品の安全性基準で土壌環境基準(含有量も明記)が定められていると件数は増加傾向にある(表 5-22).
 - ・認定製品の安全性基準で品目別個別基準が定められていると件数は増加傾向にある(表 5-24).
 - ・パンフレットの配布を行っている件数は減少傾向にある(表 5-10).
 - ・パンフレットの配布範囲が広範囲であると件数は減少傾向にある(表 5-12).
 - ・自治体が行っている普及のための取組み項目が多いと件数は減少傾向にある(表 5-15).
- 予想と不一致であった要因については調査対象の少なさも原因の一つであると予想するが、その解釈は今後の課題である。

5-7 まとめ

本章では、第三章、第四章で得られたリサイクル製品認定制度の実態から、企業の申請件数・認定件数に影響を与える要因を考察した。分析のまとめを以下に記す。

- 1) 目的変数を申請件数・認定件数・申請件数/人口・認定件数/人口とした、申請件数と認定件数、申請件数/人口と認定件数/人口をみても最大値と最小値で大きな差がある。このことから、各自治体によって件数に大きなバラツキがあることが明らかになった。
- 2) 審査会の年間回数が多いほど件数は増加傾向にある。
- 3) 各種審査の合計で有意な相関がある、という判定が出た。各種審査の合計が多いほど件数は減少傾向にある。
- 4) 事前審査の調査内容が多いほど件数は減少傾向にある。
- 5) パンフレットの有無・パンフレットの配布範囲で有意な相関がある、という判定が出た。パンフレットが有ると件数は減少傾向にある。しかし、これは突出して件数の多い R 県と X 県がパンフレットの配布を行っていないことに影響を受けたものと考えられる。さらに、パンフレットの配布範囲が広範囲なほど件数は減少傾向にある。特に、パンフレットのホームページへの掲載の有無で有意な相関があり、ホームページへの掲載が有ると件数は増加傾向にある。予備アンケートでホームページへの掲載をしていると回答した自治体は 2 県だけであったが、実際はほとんどの自治体のホームページでパンフレットを見ることが出来る。
- 6) 自治体が普及のための取組みを多数実施している自治体は申請件数・認定件数・認定件数/人口は減少傾向にある。
- 7) 配合率の基準で多くの基準を定めているほど件数は減少傾向にある。また、配合率の基

準の「JIS/JAS 基準を定めている」という項目で有意な相関がある。配合率基準について JIS/JAS 基準を定めている自治体の方が申請件数・認定件数で減少傾向がある。この基準があるとリサイクル製品認定制度を受けるために、国家規格である JIS(日本工業規格)と JAS(日本農林規格)の基準をクリアしないといけないため、JIS/JAS 基準が有ると申請件数は減少し、それに伴い認定件数も減少するのだと考えられる。さらに配合率基準について多数の基準を定めている自治体ほど申請件数・認定件数は減少傾向にある。

- 8) 安全性の基準で「土壌環境基準を定めている」という項目で申請・認定件数、「土壌環境基準(含有量も明記)を定めている」という項目で申請件数・認定件数・申請件数/人口・認定件数/人口、「特別管理廃棄物の除外を定めている」という項目について申請件数・認定件数、「品目別個別基準を定めている」という項目について申請件数・認定件数で有意な相関がある。土壌環境基準を定めている自治体は申請件数・認定件数とも減少する傾向がある。土壌環境基準(含有量も明記)を定めている自治体は申請件数・認定件数・申請件数/人口・認定件数/人口ともに増加傾向がある。さらに、「特別管理廃棄物の除外が有ると申請件数・認定件数で減少傾向」品目別個別基準が有ると申請件数・認定件数で増加傾向にあることが明らかになった。

第六章 リサイクル製品認定制度の申請企業の実態

6-1 はじめに

本章では、リサイクル製品認定制度へ申請を行ったことのある企業について調査していく。

6-2 本章の目的

リサイクル製品認定制度に申請を行った企業の実態把握を行うことを目的とする。

6-3 調査方法

企業向けアンケート票を作成し、2013年12月5日に郵便にてアンケート票を郵送した。

6-4 調査対象

本アンケート調査より、「申請企業および認定企業名のリストをご提供いただくことは可能ですか」という問いに対し「申請企業および認定企業の全て提供可能」と回答があった3県の内、「制度施行以降 H.24 まで全て提供可能」という2県に問い合わせをした。公文書開示請求を行い、実際にリストをいただくことが出来た三重県の企業を調査対象とする。三重県のリサイクル製品認定制度施行以降、申請を行ったことのある103の企業を調査対象とし、アンケート票を送付した。結果、35の企業から返信があった。

6-5 アンケート内容

アンケート票質問内容を表6-1に示す。アンケートの各質問内容、回答方法、有効回答数を表に示す。アンケート調査票の本文は付録に掲載する。

表 6-1 企業アンケート票

アンケート内容	回答方法	回答数
製造しているリサイクル認定製品の種類・数	選択式	n=30
申請・認定件数, 継続申請・継続認定件数	記述式	n=32
申請したきっかけ(動機)	記述式	n=29
継続申請の意思の有無	選択式	n=31
申請の仕組みの問題点について	選択式	n=32
	記述式	n=8
申請のための試験・調査の有無	選択式	n=33
申請のために必要な費用	記述式	n=25
認定後の調査の有無	記述式	n=35
認定後の調査の問題点について	選択式	n=32
	記述式	n=4
過去の認定取下げ等の理由	記述式	n=12
製品が認定されてからの会社の変化の有無	選択式	n=33
リサイクル製品認定制度の改善点や意見	記述式	n=12

6-6 結果及び考察

6-6-1 企業の基本情報の把握

企業が製造しているリサイクル認定製品の種類と製品数を表 6-2 に示す。土木資材と建設資材が 87%(26 社)と大半を占めていた。

表 6-2 製造しているリサイクル認定製品の種類・製品数(n=30) (複数回答)

分類区分	製造企業数	回答率(%)	製品数
土木資材, 建設資材	26	87	80
農業製品	3	10	3
その他	2	7	2
造園, 緑化資材	0	0	0
日用品	0	0	0
燃料	0	0	0

リサイクル製品認定制度に申請したきっかけ【動機】を表 6-3 に示す。自由記述にて回答いただいたが、他の企業と内容が重なる回答が多かったため、分類して集計した。

表 6-3 リサイクル製品認定制度に申請したきっかけ【動機】(n=29)(複数回答)

	回答自治体数	回答率(%)
産廃の利用のため	10	34
県の優先使用を期待して	7	24
販売促進のため	6	21
その他	6	21
得意先, 提携先からの依頼・すすめ	4	14
企業PRのため	3	10

回答の中には、認定を取得しないと三重県発注の工事での使用をしてもらえないため、と必要性を感じ申請をしたという企業も見られた。

また、現在認定されている製品の認定期限が過ぎても継続して申請しようと考えているか、を聞いた。結果を表 6-4 に示す。

表 6-4 継続申請の意思の有無(n=31)

	回答自治体数	回答率(%)
継続を申請する	22	71
継続申請しない	9	29
計	31	100

71%(22 社)の企業が継続申請しようと考えている。継続申請しない理由も併せて聞いたところ、材料の入手が出来なくなった、という回答が多くを占めていた。

6-6-2 申請の仕組み・審査について

三重県の申請の流れは、「申請受付→現地調査→認定検討会の部会等での事前審査→認定検討会→認定委員会→認定検討会→認定通知→県の工事等において優先的に使用・購入」である。この仕組みについてどう思うかを聞いた。結果を表 6-5 に示す。

表 6-5 申請の仕組みについて(n=32)

	回答自治体数	回答率(%)
特に問題はない	23	72
改善すべき	9	28
計	32	100

申請の仕組みについては、72%(23社)の企業が特に問題はないと回答した。改善すべき、と回答した企業は9社(28%)あり、「どの部分が、どのように、どう改善すべきか」も併せて聞いた。有効回答結果を表 6-6 に示す。

表 6-6 申請の仕組みについての改善点(n=8)

A社	どの部分が	事前審査～認定検討会
	どのように	長い
	どう改善すべきか	4回を2回にまとめられるはず
B社	どの部分が	トータルの認定までの時間がかかりすぎるので
	どのように	
	どう改善すべきか	もっと短縮すべき
C社	どの部分が	認定委員会
	どのように	委員会メンバーに製品の知識が疑問な人が多い
	どう改善すべきか	委員会の構成を考えるなり勉強をする
D社	どの部分が	工事等看板は手作り木製でも県が認めている。
	どのように	
	どう改善すべきか	認定製品使用を工事等で義務付けすべき
E社	どの部分が	優先的に使用
	どのように	同上運用面
	どう改善すべきか	コストUP率の緩和
F社	どの部分が	優先的に使用
	どのように	優先的でない
	どう改善すべきか	必ず使用する
G社	どの部分が	流れは形式上、問題ないようであるが
	どのように	実態として県の発注は少なかった
	どう改善すべきか	より積極的に使用する姿勢を示す
H社	どの部分が	県の工事等において優先的に使用・購入
	どのように	「優先的」では使用しなくても良いと解釈される
	どう改善すべきか	県の工事等において認定された商品を使用・購入

問題点として、トータルの認定まで時間がかかりすぎるのもっと短縮すべきや「優先的に使用」とあるのに実際は県の発注は少なかった、という回答があった。また、認定委員会について、審査委員に製品の知識に疑問な点が多く、委員会の構成の検討を考えるか製品知識の勉強をすべきだ、という回答もあった。

6-6-3 試験・調査について

リサイクル製品認定制度の認定製品の申請のためにどのような試験・調査を実施しているのかを聞いた。その結果を表 6-7 に示す。

表 6-7 申請のための試験・調査内容(n=33)(複数回答)

	回答自治体数	回答率(%)
品質調査	32	97
製造工程調査	12	36
その他	2	6

品質調査を行っている企業が 97%(32 社)と一番多く、次いで製造工程調査を 36%(12 社)の企業が行っていた。

その試験・調査費用等も含め、認定製品申請するために 1 件あたりの必要な費用を聞いた。1000 円～500 万円まで幅広く、平均は、34.5 万円程度であった。

認定後についてもどのような調査を実施しているのかを聞いた。その結果を表 6-8 に示す。

表 6-8 認定後の調査内容(n=35)(複数回答)

	回答自治体数	回答率(%)
県への使用状況報告	30	86
県からの立ち入り調査	26	74
その他	2	6
特になし	2	6

県への使用状況報告が 86%(30 社)と一番多く、次いで県からの立ち入り調査が多かった。三重県では平成 18 年 3 月 28 日に条例及び規則改正が行われ、その中に、「適合状況報告で販売実績、販売先についても確認」、「申請者に対する立入検査や報告徴収の権限を条例で明示」としているため、条例改正前と条例改正後に申請した企業によって回答が変わっているのだと考えられる。

認定後の調査についての企業側の問題意識の有無について聞いた。結果を表 6-9 に示す。

特に問題はない、と回答した企業は 88%(28 社)であり、改善すべきであると回答した企業は 4 社(13%)であった。改善すべきだと回答した企業には併せて、「どの部分が、どのように、どう改善すべきか」も聞いた。回答としては、適合状況報告書の内容が多すぎるため、添付資料を簡略化した方がよい、という簡略化、段階化を求める意見があった。

表 6-9 認定後の調査の問題意識の有無(n=32)

	回答自治体数	回答率(%)
特に問題はない	28	88
改善すべき	4	13
計	32	100

6-6-4 取下げ理由

三重県の公文書開示請求を行い入手したリサイクル製品認定申請受理台帳で取下げがされている製品が分かり、その製品の認定取下げの理由を聞いた。一覧を表 6-10 に示す。

表 6-10 認定取下げの理由一覧(n=12)

H社	利用が見込まれない為(需要少ない)
I社	需要がなかった為
J社	認定取得後は特に受注もなく製造の見直しも立たない為。
K社	販売実績がなく、費用に対する効果が得られなかった。市場が確立されているため
L社	販売が伸び悩んだこと。対外的なPRIには認定がなくともできること。成形品でなく原料(ペレット)の段階での販売が進んできたこと等
M社	再生資源を確保できなくなった。
N社	使用していたリサイクル材料生産工場が閉鎖になり、リサイクル製品生産が出来なくなった。
O社	焼却灰(スラグ)の購入が無理になったため
P社	熔融スラグの供給先が閉鎖したため
Q社	2工場で生産していたものを1工場に集約するため。製品の製造中止による
R社	認定番号の統合
S社	リサイクル材の変更

認定取下げの理由は大きく分けて二つに分けられることが出来ると思う。一つは、H社～L社が挙げている、販売実績がなく利用が見込まれないため、という回答である。もう一つは、原料の確保が出来なくなった等の製造に関わる理由であった。

6-7 まとめ

本章ではリサイクル製品認定制度の申請企業の実態把握のため、三重県の申請企業を対象に企業アンケート調査を用いた。その調査結果のまとめを記す。

- 1) リサイクル認定製品の種類を土木資材・建設資材、農業製品、造園・緑化資材、日用品、燃料、その他で分類分けし、申請企業に製造している種類を聞いたところ、企業が製造しているリサイクル認定製品は土木資材・建設資材が 87%と大半を占めていた。一方で造園・緑化資材、日用品、燃料を製造していると回答した企業はなかった。
- 2) 申請したきっかけは産廃利用のため、と回答した企業が 34%、次いで県の優先利用を期待して、と回答した企業が 24%あった。現在認定されている製品の認定期限が過ぎても申請しようと考えている企業は 71%を占めていた。

- 3) 三重県の申請の仕組みは「申請受付→現地調査→認定検討会の部会等での事前審査→認定検討会→認定委員会→認定検討会→認定通知→県の工事等において優先的に使用・購入」であるが、申請の仕組みについて72%の企業が特に問題はない、と回答した。一方、改善すべきと回答した企業は9社(28%)あり、その内容としては、認定までの時間がかかり過ぎることや「優先的に使用」とあるが、実際には優先的に使用されていない現状がある、という回答があった。
- 4) 企業は申請時や認定後にも試験や調査を行っている。申請時の試験にかかる費用は、平均 34.5 万円程度であった。認定後の調査について、改善すべきと回答した企業は13%あった。その内容としては、添付資料の簡略化や段階化を求めるものが見られた。
- 5) 申請企業のリサイクル認定製品の認定取り下げの理由は、販売実績がなく利用が見込まれない為、と原料の確保が出来なくなった等の製造に関わる理由の二つに大別することができる。

第七章 結論

7-1 本研究の結論

本研究の目的は、以下の2つである。

目的1：リサイクル製品認定制度の審査の実施実態(申請・認定実態)を明らかにすること

目的2：その審査等の実施実態を分析し、申請・認定件数の違いの要因を解明すること

これらの目的についての結論をまとめる。

7-1-1 目的1の結論

本研究の目的1「リサイクル製品認定制度の審査の実施実態(申請・認定実態)を明らかにすること」についての結果を以下に示す。

①自治体のアンケートより明らかになった実態

- 1) 自治体が考える問題点に認定製品数の低迷が挙げられていた。実際、各自治体の申請・認定件数を見てみると特に減少傾向があるとは認められないが、新規の申請・認定件数は減少傾向にある。
- 2) 申請の仕組みは各自治体で様々であるが、「募集・受付・申請→審査→認定」が基本的な流れであり、これに加えて、事前審査や現地調査を実施している自治体もある。
- 3) 現地調査を必ず実施している自治体は18県、事前審査を必ず実施している自治体は17県ある。
- 4) 審査会は27県で実施されている。審査委員の構成としては、学識経験者や県職員、一般県民まで参加する自治体もあり、審査会人数も3~17人と自治体によってバラツキがある。申請企業の出席の有無や申請書等の送付、事前質問の有無も異なり、特に、この審査会の仕組みについては、各自治体で様々である。
- 5) 認定後の調査を実施しているのは約半数の16県(55%)の自治体であった。認定製品の使用状況報告を義務付けている自治体は69%(20県)であった。

②企業アンケートより明らかになった実態

- 1) リサイクル製品認定制度に申請したきっかけは産廃利用のため、と回答した企業が一番多く、次いで県の優先利用を期待して、と回答した企業が多かった。現在認定されている製品の認定期限が過ぎても申請しようと考えている企業は71%(22社)を占めていた。一方、申請企業のリサイクル認定製品の認定取り下げの理由は、販売実績がなく理由が見込まれない為、と原料の確保が出来なくなった等の製造に関わる理由の二つに大別することができる。
- 2) 申請の仕組みについては72%(23社)の企業が特に問題はない、と回答した。一方、改善すべきと回答した企業の内容としては、認定までの時間がかかり過ぎることや「優先的

に使用」とあるが、実際には優先的に使用されていない現状がある、という回答があった。自治体に聞いた、リサイクル製品認定制度の問題点・課題でも「利用促進・普及」が一番多く挙げられており、自治体、企業共に問題であると認識しており、県の公共工事で利用する仕組みづくり、見直しが今後の課題であると考えます。

- 3) 企業は申請時や認定後にも試験や調査を行っている。企業が行っている調査として、申請のための試験・調査では 97%(32 社)の企業が品質調査を実施している。また、県への使用状況報告が 86%(30 社)の企業で実施されている。認定後の調査について、改善すべきと回答した企業の内容としては、添付資料の簡略化や段階化を求めるものが見られた。

上記の点について以下にまとめる。

認定後の調査で使用状況の報告を義務付けている自治体は、69%(20 県)であった。利用促進や偽装防止等のためにも使用状況報告の義務付けは全ての自治体で必要であると考えます。

リサイクル製品認定制度は、認定条件や認定品目については大きな違いが見られなかったが、一方、今回の研究で明らかにした審査の部分である、各調査の有無、調査内容、審査会の内容については各自治体で特に違いが見られる。

申請企業は、申請の仕組みについて 72%(23 社)の企業が特に問題はないとしている。ただ、申請の仕組みに「県の工事等について優先的に使用・購入」とあるのに、実際は優先的に使用されていない、という回答があった。しかし、これは多くの自治体も問題として認識しており、今後の課題である。

7-1-2 目的 2 の結論

本研究の目的 2「その審査等の実施実態を分析し、申請・認定件数の違いの要因を解明すること」についての結果を以下に示す。

第五章の分析結果より、申請件数・認定件数の各自治体の件数の違いの要因に統計的に有意な関連が認められた要因、統計的に有意な関連は出なかったが傾向が認められた要因の内、考察の出来るものを次にまとめる。

①申請件数・認定件数・申請件数/人口・認定件数/人口のいずれかの件数で増加傾向にあると判定された要因

- 1) 審査会の年間回数が多い。

②申請件数・認定件数・申請件数/人口・認定件数/人口のいずれかの件数で減少傾向にあると判定された要因

- 2) 各種実施している審査が多い。
- 3) 事前審査の調査内容の項目が多い。
- 4) 配合率基準で JIS/JAS 基準が定められている。

- 5) 配合率基準で定められている基準項目が多い。
- 6) 安全性基準で土壌環境基準が定められている。
- 7) 安全性基準で特別管理廃棄物の除外が定められている。

上記で考察が出来るもの(説明がつくもの)について以下に示す。

審査会の年間回数が多ければ、その分、申請の機会も増えるため、件数も増加傾向にある。

事前審査の調査項目が多ければ、事前審査でも却下となる製品が出てくる確率が高くなる。同様に、各種実施している審査が多いほど、配合率基準で定められている項目が多いほど、却下となる確率が高くなる。

配合率基準で JIS/JAS 基準が定められているとリサイクル製品認定制度を受けるために、国家規格である JIS(日本工業規格)と JAS(日本農林規格)の基準をクリアしないといけないため、JIS/JAS 基準が有ると申請件数は減少し、それに伴い認定件数も減少するのだと考えられる。同様に、安全性基準の土壌環境基準、特別廃棄物の除外もそのように考える。

その他の点の解釈については今後の課題である。

7-2 研究全体を通しての考察

今回、全国のリサイクル製品認定制度実施自治体、三重県の申請企業の実態調査より、リサイクル製品認定制度の流れ、調査内容等について企業は特に問題は感じていない、ということがわかった。しかし、一方で申請の仕組みの中で「優先的に使用」という項目があり、リサイクル製品認定制度の認定製品でないと県の公共工事で使用してもらえないため、その目的で申請したにも関わらず、実際は優先的に使用されていない、と感じている申請企業もあった。これは、認定製品が増え、公共工事に使用することが出来る製品も限られているため、使用されていない認定製品が増えてきたのではないかと推測する。このため、自治体は申請製品数維持のためにも公共工事での使用の仕組みづくり、見直しが必要であると考ええる。

各自治体では、認定製品の件数に大きな違いがある。本研究の分析の結果、その件数の違いは、審査の多さ、配合率基準の JIS/JAS 基準の有無、安全性基準の土壌環境基準・土壌環境基準(含有量も明記)・特別管理廃棄物の除外、品目別基準の有無が、大きな要因であるとする。

7-3 今後の課題

①リサイクル製品認定制度の実施自治体への調査

本研究では、リサイクル製品認定制度についての調査をインターネット調査、電話調査、アンケート調査により行った。より詳細な調査をするためには、審査委員会の方へのヒアリングや審査の傍聴まですることが必要である。

②リサイクル製品認定制度の申請企業への調査

本研究では、三重県のものしか申請企業リストを入手することが出来ず、三重県の申請企業の実態しか把握することが出来なかった。より一般性のある調査結果にするためには全国的に調査を行う必要があると考える。

③申請・認定件数の要因について

本研究では、アンケート結果をもとに申請・認定件数の要因を明らかにした。分析の結果、統計的には有意であるという判定が出たが、説明のつかない要因がいくつか挙げられた。その点の解釈については今後の課題である。

謝辞

本研究を進めるにあたり、アンケート調査にご協力いただきました、全国の自治体のご担当の皆様、三重県のリサイクル製品認定制度の申請・認定企業の方々には深く感謝を申し上げます。アンケート票の内容が多いにも関わらず、また、追加アンケートにも丁寧に回答をいただき、ありがとうございました。

査読をしていただいた上河原先生には、修正すべき点などを丁寧にご指摘いただきました。結果、有意義な卒業論文に仕上げることができたと考えております。

指導教員である金谷先生は、本研究を進めるにあたり、多くの助言をしてくださり、深く感謝しております。卒業論文だけでなく、就職活動が行き詰ったときにも、金谷先生は温かい言葉をかけてくださり、最後まで見守ってくださりました。また、私のたわいない話にも付き合ってください、楽しい時間を過ごすことができました。

そして、金谷研究室の稲葉さん、大谷さん、清水さん、吉光寺さんには大変お世話になりました。みなさんと切磋琢磨し、研究を進めることができたことをうれしく思います。

また、ともに4年間を過ごした学科のみんな、みんなが居たからこそ今までの数々の試験やレポートを乗り越えることができ、卒業できるのだと思います。ありがとう！

4年間の大学生活で、私はたくさんの人に支えられていることを実感しました。また、大学に進学させてくれた家族にも感謝しています。これからも感謝の気持ちを忘れずに大切にしていきたいと思います。

最後に改めて、本研究を進めるにあたりお世話になった皆様に心より感謝し、研究の締めくくりとさせていただきます。

2014年2月26日

播磨 咲織

付 録 目 次

付録 1-1	リサイクル製品認定制度実施自治体への予備アンケート票.....	2
付録 1-2	リサイクル製品認定制度実施自治体への本アンケート票	3
付録 1-3	三重県のリサイクル製品認定制度の申請企業アンケート	12
付録 1-4	引用及び参考 URL.....	17

付録 1-1 リサイクル製品認定制度実施自治体への予備アンケート票

〇〇〇〇〇 御中

突然のメールで大変失礼いたします。滋賀県立大学環境科学部環境政策・計画学科の金谷研究室 3 回生の播磨咲織と申します。私は現在、「リサイクル認定制度の現状把握と普及、その問題」というテーマで卒業研究を進めており、その一環として全国の自治体にメールでの予備アンケートをお願いしております。

大変お手数ですが 11 月 14 日までに以下の①～⑦につきましてご教示いただければ大変ありがたく存じます。

- ①リサイクル認定製品の紹介パンフレットの配布を行っておられますか。
- ②パンフレットの配布は、どの範囲でどなたに対して行っておられますか。
- ③リサイクル製品普及促進のために、どのような取り組みを具体的に行っておられますか。
- ④リサイクル認定製品の使用状況のデータを、差し支えない範囲でご教示ください。
- ⑤今までで制度の改正はありましたか。
- ⑥リサイクル製品認定制度には、どのような問題点・課題がありますか。
- ⑦その問題点・課題に対して、どのような対策をとっておられる、あるいはとられるご予定ですか。

2012 年 10 月 30 日

お問い合わせ先

滋賀県立大学環境科学部環境政策・計画学科

金谷研究室 3 回生 播磨咲織

<なお、以下は、指導教員からのお願い文です。>

播磨咲織の指導教員の、滋賀県立大学環境科学部環境政策・計画学科 教授 金谷健と申します。このたびは、大変ご面倒なお願いをさせていただき、申し訳ございません。

さしつかえのない範囲で結構ですので、ご教示いただければありがたく存じます。

どうか、よろしく願いいたします。

なお、当研究室の研究内容等は、下記サイトをご参照いただければ幸いに存じます。

金谷研究室 HP <http://kanayaken.web.fc2.com/>

付録 1-2 リサイクル製品認定制度実施自治体への本アンケート票

リサイクル製品認定制度に関するご教示のお願い

盛夏の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

滋賀県立大学環境科学部環境政策・計画学科の金谷研究室 4 回生の播磨咲織と申します。私は現在、「リサイクル認定制度の実施実態把握と効果的な制度に関する研究」というテーマで卒業研究を進めております。その一環として昨年 11 月は予備アンケートへのご協力ありがとうございました。今回のアンケートは、インターネット・予備アンケートの調査での不明点を明らかにするためのものです。

そのため、ご多忙中のところ大変恐縮ではございますが、アンケートにご協力いただければありがたく存じます。

なお、アンケートは、この Word ファイルにご回答いただき(ご教示可能な範囲で結構でございます)8 月 20 日までに返信していただければ幸いです。

またご教示いただきました情報については、厳重に管理し、用済み後は確実に消去(及び廃棄)いたしますのでご安心ください。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

2013 年 8 月 3 日

お問い合わせ先

滋賀県立大学環境科学部環境政策・計画学科

金谷研究室 4 回生 播磨咲織

<なお、以下は、指導教員からのお願い文です。>

播磨咲織の指導教員の、滋賀県立大学環境科学部環境政策・計画学科 教授 金谷健と申します。このたびは、大変ご面倒なお願いをさせていただき、申し訳ございません。

さしつかえのない範囲で結構ですので、ご教示いただければありがたく存じます。

どうか、よろしくお願ひいたします。

なお、当研究室の研究内容等は、下記サイトをご参照いただければ幸いに存じます。

金谷研究室 HP <http://kanayaken.web.fc2.com/>

ご教示していただくにあたって

- ・ご回答は、特に断りのない場合には当てはまる選択肢を一つだけ□か○で囲んでください。
- ・項目によっては「(具体的には：)」という選択肢がありますが、この選択肢をお選びになる場合は()内に具体的な内容についてご教示ください。
- ・アンケート票に関して質問等がございましたら、上記の金谷研究室の播磨まで、お電話・FAX または E-mail にてご連絡いただけますようお願い致します。
- ・関連する資料がございます場合、添付いただけると幸いです。

ご教示いただきます貴方様の

お名前()

都道府県()

ご担当部署()

お電話()

FAX()

メールアドレス()

*調査ご協力いただいた自治体様のうち、調査結果の送付を希望される自治体様には調査終了後(2014年3月中旬)に、調査結果を送付させていただきます。

調査結果の送付を希望されますか。

- A. 希望する (郵送, メール送付: どちらかに○)
- B. 希望しない

2 認定審査についての質問

- 問 5. 申請企業には審査費用がかかりますか。
- A. はい(申請 1 件あたり 円)←申請 1 件当たりの費用を教えてくださいと幸いです。
 - B. いいえ
- 問 6. 貴県の HP を閲覧させていただいたところ申請の流れは、申請→審査→認定の流れだと把握しておりますが、それでよろしいでしょうか。
- A. はい
 - B. いいえ()←正しい申請の流れを教えてくださいと幸いです。
- 問 7. 審査の過程で現地調査は実施していますか。
- A. 必ず実施している
 - B. 場合によって実施している(具体的には：)
 - C. 実施していない
- 問 8. 問 7 で「A. 実施している」、「B. 場合によって実施している」を選ばれた自治体様にお聞きします。(該当する項目を○で全て囲んでください。)
現地調査の内容を教えてください。
- A. 申請内容と製造工程が一致しているか
 - B. 環境の保全がされているか
 - C. 工場の操業に関する法令に遵守しているか
 - D. その他(具体的には：)
- 問 9. 製品サンプルの提出の有無を教えてください。
- A. 必ず提出を求めている
 - B. 場合によって求めている(具体的には：)
 - C. 提出を求めている
- 問 10. 貴県による試験検査実施の有無を教えてください。
- A. 必ず実施している
 - B. 場合によって実施している(具体的には：)
 - C. 実施していない

問 6 で正規の手続きとして事前審査を実施しておられる自治体様は、問 11 にお進みください。

実施しておられない自治体様は、問 14 にお進みください。

3 事前審査について

ここでの「事前審査」とは審査会で審査される前段階の審査のことを指します。

問 11. 事前審査の有無を教えてください。

A. 必ず実施している

B. 場合によって実施している(具体的には：)

問 12. 事前審査の内容を教えてください。

A. 書類審査

B. 口答での審査

C. その他(具体的には：)

問 13. 事前審査はどなたが担当しておられるのか教えてください。

A. 県の担当職員

B. その他(具体的には：)

問 16 にお進みください

3 非公式な事前審査について

問 14. 審査会の前段階で何か審査にかける仕組み(非公式な事前審査)は存在しますか。

A. ある

B. ない

問 15. 問 14 で「A.ある」を選ばれた自治体様にお聞きします。

どのような仕組みが存在するのですか。

4 審査会についての質問

問 16. 審査会の構成について教えてください。(人数を()内にご記入ください。)

- A. 学識経験者()人
- B. 県職員()人
- C. 一般県民()人
- D. 企業関係者()人
- E. その他(具体的には：) ()人

問 17. 審査会の構成は審査ごとに異なるのか教えてください。

- A. 同じ構成
- B. 異なった構成

問 18. 審査会の開催頻度について年間の回数を教えてください。

年 回程度

問 19. 審査会には、申請企業も出席するのですか。

- A. 必ず出席して委員からの質問に回答する
- B. 審査会が必要だと考えた場合、出席し委員からの質問に回答する
- C. 出席しない
- D. その他(具体的には：)

問 20. 審査会が行われる前に申請書類は審査委員に前もって送付されるのですか。

- A. 必ず送付される
- B. 場合によって送付される(具体的には：)
- C. 送付されない

問 21. 申請企業への審査委員からの事前質問を送付する仕組みはありますか。

- A. ある
- B. ない

5 認定却下についての質問

事前審査を実施しておられる自治体様は問 22 と問 23 の両方へお進みください。
 実施しておられない自治体様は問 23 へお進みください。

問 22. 事前審査を実施しておられる自治体様にお聞きします。

事前審査の段階での結果について教えてください。

	H.16	H.17	H.18	H.19	H.20	H.21	H.22	H.23	H.24
事前審査受付件数									
内、却下(内容の不備) 件数 *									
内、却下(修正の必要) 件数 *									
内、その他件数 (具体的には:) *									

*割合でも結構です。 どちらかに○をお付けください→(件数・割合)

問 23. 本審査での結果について教えてください。

	H.16	H.17	H.18	H.19	H.20	H.21	H.22	H.23	H.24
本審査受付件数									
内、却下(内容の不備) 件数 *									
内、却下(修正の必要) 件数 *									
内、その他件数 (具体的には:) *									

*割合でも結構です。 どちらかに○をお付けください→(件数・割合)

6 認定後についての質問

ここでの「認定後の調査」とは、製品が認定され、認定証が交付されて以降の認定企業への調査の事を指します。

問 24. 認定後の調査の有無を教えてください。

- A. 実施している
- B. 実施していない

問 25. 問 24 で「A. 実施している」を選ばれた自治体様にお聞きします。
個々の認定製品について認定後の調査について教えてください。
年 回程度(定期的・抜き打ち)←どちらかに○をつけてください。

問 26. 問 25 で「A. 実施している」を選ばれた自治体様にお聞きします。
調査の内容を教えてください。

問 27. 使用状況報告(企業の販売実績)の有無を教えてください。

- A. 義務付けている
- B. 義務付けていない

問 28. 問 27 で「A. 義務付けている」を選ばれた自治体様にお聞きします。
その使用状況報告のデータは公表可能ですか。
A. 公表可能←別途資料を添付していただけると幸いです。
B. 公表不可

7 貴県における認定製品の状況について

問 29. 貴県における認定製品の使用状況について教えてください。

公表可能な場合は、別途資料を添付していただくと幸いです。

- A. 認定製品全体として使用量(金額)を把握している
 - a. 公表可能(H.24 万円)
 - b. 公表不可
- B. 認定製品分野ごとに使用量(金額)を把握している
 - a. 公表可能(H.24 万円)
 - b. 公表不可
- C. 個々の認定製品ごとに使用量(金額)を把握している
 - a. 公表可能(H.24 万円)
 - b. 公表不可
- D. 把握していない
- E. その他

現在のリサイクル製品認定制度の課題や、他の自治体の情報などがあれば教えてください。
また、何かご意見・ご感想がありましたら教えてください。

ご協力ありがとうございました。

付録 1-3 三重県のリサイクル製品認定制度の申請企業企業アンケート

〇〇〇〇〇 御中

前略

私は滋賀県立大学環境科学部 4 回生の播磨咲織と申します。私は、現在、卒業研究で「リサイクル製品認定制度における申請・認定実態とその要因に関する研究」をテーマに調査を進めております。研究の一環として、三重県の公文書開示に基づき、リサイクル製品認定申請受理台帳を入手し、三重県内のリサイクル認定製品を製造する企業の状況を把握したく調査票を送らせていただきました。なお、ご教示いただきました内容は、統計的に処理致しますので、皆様にご迷惑をおかけすることは決してございません。また、具体名は公表いたしません。

つきましては、ご多忙とは存じますが、ご協力いただければ、大変ありがたく存じ申し上げます。

なお、誠に勝手ながら、ご協力頂けましたら、お手数ですが、12月20日までに同封の返信用封筒で郵送していただければ幸いに存じます。

草々

2013年12月5日

お問い合わせ先

滋賀県立大学環境科学部環境政策・計画学科

金谷研究室 4回生 播磨咲織

ご教示していただくにあたって

- ・ご回答は、特に断りのない場合には当てはまる選択肢を○で囲んでください。
- ・項目によっては「(具体的には：)」という選択肢がありますが、この選択肢をお選びになる場合は()内に具体的な内容についてご教示ください。
- ・アンケート票に関して質問等がございましたら、上記の金谷研究室の播磨まで、お電話・FAX または E-mail にてご連絡いただけますようお願い致します。
- ・関連する資料がございました場合、添付いただけると幸いです。

ご教示いただきます貴方様の

お名前()
会社名()
ご担当部署()
お電話()
FAX()
メールアドレス()

問 1. 製造しておられるリサイクル認定製品の種類・数をお教えてください。

- A.土木資材, 建設資材・(製品)
- B.造園, 緑化資材・(製品)
- C.日用品・(製品)
- D.農業製品・(製品)
- E.燃料・(製品)
- F.その他・(具体的には:)・(製品)

問 2. 各年度の申請件数・認定および許可された件数, ならびに内, 継続申請件数・継続認定および許可の件数をお教えてください。

下の表にご記入ください。

	H.13	H.14	H.15	H.16	H.17	H.18	H.19	H.20	H.21	H.22	H.23	H.24	H.25
申請件数													
認定および許可数													
内、継続申請件数													
内、継続認定および許可数													

問 3. 御社の製品をリサイクル製品認定制度に申請したきっかけ(動機)は何ですか。

問 4. 現在, 認定されている製品の認定期限が過ぎても継続して申請しようとお考えですか.

A. 継続申請をする

B. 継続申請をしない(その理由: _____)

問 5. 三重県の申請の流れは申請受付→現地調査→認定検討会の部会等での事前審査→認定検討会→認定委員会→認定検討会→認定通知→県の工事等において優先的に使用・購入ですが、この仕組みについてどう思われますか。

A. 特に問題はない

B. 改善すべき

問 6. 問 5 で「B 改善すべき」を選ばれた方にお聞きします.

どの部分がどのように問題か、どう改善すべきだとお考えになりますか.

どの部分が:
どのように:
どう改善すべきか:

問 7. 申請のためにどのような製品の試験・調査を行っておられますか.

A. 品質調査

B. 製造工程調査

C. その他(具体的には: _____)

問 8. 申請するにあたり、1 件あたりの必要な費用(試験実施等の)はいくら程度ですか。

: _____ 円

問 9. 製品の認定後の調査についてお教えてください。

- A. 県への使用状況報告
- B. 県からの立入調査
- C. その他(具体的には：)
- D. 特になし

問 10. 問 9 で「A.県への使用状況報告」「B.県からの立入調査」「C.その他」を選ばれた方にお聞きします。

この仕組みについてどう思われますか。

- A.特に問題はない
- B.改善すべき

問 11. 問 10 で「B 改善すべき」を選ばれた方にお聞きします。

どの部分がどのように問題か、どう改善すべきだとお考えになりますか。

どの部分が： どのように： どう改善すべきか：

問 12. リサイクル製品認定申請受理台帳によりますと、以下の製品がありますが、その理由を差し支えなければお教えてください。

- ・【認定取下げ】
理由()
- ・【認定取下げ】
理由()

問 13. リサイクル製品が認定されて会社は何か変わりましたか。

- A. 会社内での環境意識が向上した
- B. 環境に優しいイメージが会社についた
- C. その他(具体的には：)
- D. 変わらない

問 14. その他、リサイクル製品認定制度に関して、改善すべき点も含めて何かご意見がございましたらお教えてください。

※その他、リサイクル製品認定制度に関する情報がございましたら、返信用封筒に同封していただけますと幸いです。

ご教示ありがとうございました。

付録 1-4 引用及び参考 URL

引用ウェブページ

リサイクル製品認定制度情報サイト

<<http://recycle.eco.coocan.jp/>>

The screenshot shows a web browser window with the URL <http://recycle.eco.coocan.jp/>. The page title is "リサイクル製品認定制度情報サイト" (Recycled Product Certification System Information Site). The page content includes:

- A header section with the title and a "Last Updated: 2013/06/11" timestamp.
- An introductory paragraph explaining the background of the certification system, mentioning the Green Purchasing Law and the goal of providing information to consumers.
- A section titled "都道府県によるリサイクル製品認定制度" (Recycled Product Certification System by Prefecture), which includes a link to "都道府県のリサイクル製品認定制度ホームページ一覧" (List of Recycled Product Certification System Homepages by Prefecture).
- A section titled "リサイクル製品認定制度に関する各種情報" (Various Information about the Recycled Product Certification System), which includes several links to reports and documents, such as "国立環境研究所・富山県環境科学センター 共同研究成果報告会" (Joint Research Results Report Meeting of the National Institute for Environmental Studies and Toyama Prefecture Environmental Science Center).

The right sidebar contains navigation links such as "都道府県によるリサイクル製品認定制度に関する各種情報" and "このサイトについて". There is also a Google search bar at the bottom right.